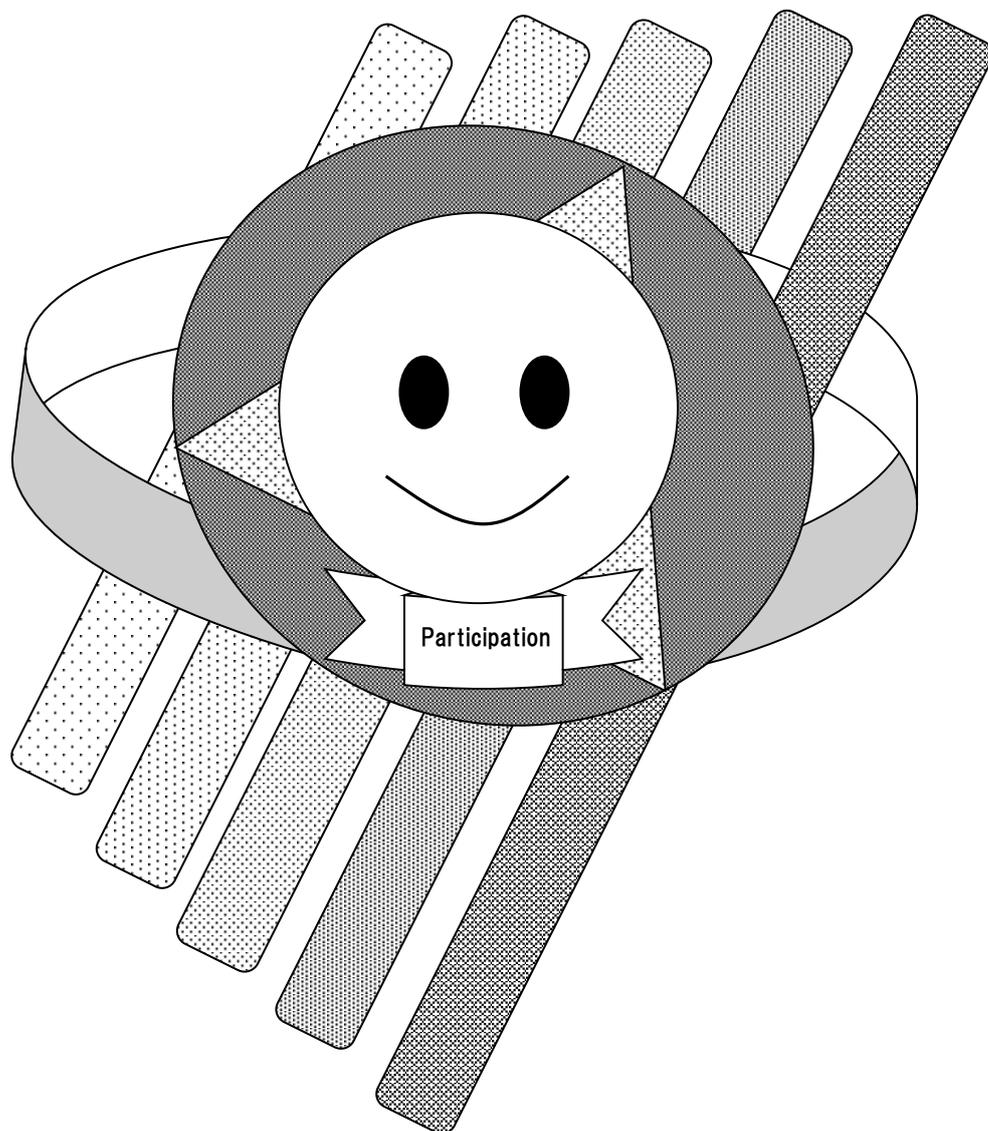


那珂川町男女共同参画計画



平成27年2月
栃木県那珂川町

は じ め に

少子高齢化の急速な進行、経済のグローバル化、ライフスタイルの多様化など、那珂川町の地域社会を取り巻く環境は急速に変化しております。「もっと明るく、もっと元気な町」実現のためには、性別にかかわらず、あらゆる分野に参画しすべての人が個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が不可欠であります。



合併後の平成18年に策定された「那珂川町総合振興計画」の基本テーマ「豊かな自然と文化にはぐくまれ やさしさと活力に満ちたまちづくり」の基本目標のひとつに「笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり」があります。

そのなかで、固定的な性的役割分担意識を解消し、男女がともに対等なパートナーとして職場・家庭・社会に参画できる条件を整備するため、様々な社会慣行等が見直されるよう、家庭・学校・社会・職場等における教育・啓発活動を推進し、男女共同参画意識の高揚を図るとしており、各種の施策に取り組んでまいりました。

それらの施策をより効果的に推進するため、「那珂川町男女共同参画計画」を策定するものであります。計画の期間は平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

計画の基本目標として、Ⅰ「男女がお互いを尊重する意識づくり」Ⅱ「男女がともに活躍できる環境づくり」Ⅲ「男女がともに生き生き暮らせるまちづくり」を掲げております。

今後、本計画が実効性のあるものとしていくため、町民、教育現場、職場、各種団体の皆様と町がそれぞれの役割を十分認識し、一体となって取り組むことが重要でありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり、ご尽力いただきました那珂川町男女共同参画計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年2月

那珂川町男女共同参画計画推進本部長

那珂川町長 **福 島 泰 夫**

目 次

はじめに

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の役割	3
4 計画の期間	3

第2章 那珂川町の現状

1 人口の状況	5
2 結婚の状況	7
3 出生の状況	9
4 就労の状況	10
5 審議会・委員会等における女性の登用割合	11
6 意識調査アンケート結果	12

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	15
2 計画の基本目標	16
3 計画の体系	17

第4章 計画の推進

基本目標Ⅰ 男女がお互いを尊重する意識づくり	19
基本方針 教育・学習機会の充実	19
基本方針 意識・慣行の見直しと改善	21
基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	23
基本方針 職場環境の改善	23
基本方針 社会環境の改善	25
基本目標Ⅲ 男女がともに生き生き暮らせるまちづくり	27
基本方針 女性の参画推進	27
基本方針 ワーク・ライフ・バランスの充実	29

《参考資料》

1 那珂川町男女共同参画に関する意識調査アンケート集計結果	31
2 那珂川町男女共同参画計画推進本部設置要綱	50
3 那珂川町男女共同参画計画策定委員会設置要綱	51
4 那珂川町男女共同参画計画策定委員名簿	52

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは『男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会』です。

日本国憲法では、第3章第14条第1項に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明記されています。

この憲法のもと、「男女雇用機会均等法^{*1}」や「育児・介護休業法^{*2}」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律^{*3}」などが施行され、多くの人達の努力のもと様々な活動が展開され、男女共同参画は着実に進展してきました。

さらに、平成11年に制定された男女共同参画基本法では、男女平等の実現を掲げるとともに、少子高齢化の進行、国内経済活動の成熟など、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国の社会を決定する重要な課題と位置づけています。

しかし、こうした法律や制度が、現実の日本社会では、その目的や機能を十分に果たしていない場合が多く、国際的に見ても、女性の社会参加は十分に進んでいない状況にあります。人々の意識や社会の慣行の中には、女性に対する偏見、性別による偏った役割分担意識が依然として残っており、このような考え方は、家庭・地域・職場などの様々な場において、男女共同参画社会の実現を阻害していると考えられます。

また、近年の社会経済情勢の急激な変化の中、女性の活躍による社会の活性化や様々な困難な状況に置かれている人々への対応を通して、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりがあらためて求められています。

こうした状況の中、本町の置かれている実情・特性を踏まえつつ、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「那珂川町男女共同参画計画」を策定するものです。

*1 男女雇用機会均等法

男女の雇用の均等を目標とする日本の法律。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和47年7月1日法律113号。

*2 育児・介護休業法

育児や家族の介護を行う労働者を支援する目的で、育児休業・介護休業、ならびに、子の看護休暇について定める法律。平成17年4月1日施行。

*3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護について定めた法律。平成13年4月13日法律第31号

2 計画策定の背景

(1) 国の取り組み

我が国における男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした世界の動きと関連して進められてきました。昭和 50 年(1975 年)に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。昭和 60 年(1985 年)には「女子差別撤廃条約^{*4}」を批准するとともに、「男女雇用機会均等法」を改正しました。

平成 11 年(1999 年)には、男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会実現に向けて、国、地方公共団体、国民の責務が規定されました。平成 12 年(2000 年)には、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画であり、新たな国内行動計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

これ以降、時代の変化や社会状況に合わせて計画自体も見直しを行いながら、人々の意識や慣行、社会システム全般にわたる変革をめざした取り組みが進められています。現在の国の男女共同参画計画は、平成 22 年 12 月 17 日に閣議決定された『第3次男女共同参画基本計画』です。

(2) 県の取り組み

昭和 56 年(1981 年)には、婦人の地位と福祉の向上を目指すため「婦人のための栃木県計画」を策定、その後「とちぎ新時代女性プラン」に至る4期のプランを策定し施策を推進してきました。平成 8 年(1996 年)には、プラン推進のため「男女共同参画推進本部」を設置しました。また、女性の活動拠点として「パーティとちぎ女性センター（現在の「パーティ とちぎ男女共同参画センター）」が開館し、情報提供、啓発・学習・研修、社会参加支援事業などを実施しています。平成 13 年(2001 年)に「とちぎ男女共同参画プラン」を策定、翌年には、県民一丸となった男女共同参画社会の実現に向け「栃木県男女共同参画推進条例」（平成 15 年施行）を制定しました。この条例に基づいて、平成 18 年(2006 年)3 月に「とちぎ男女共同参画プラン(二期計画)」が策定されました。平成 23 年(2011 年)3 月に「とちぎ男女共同参画プラン(三期計画)」を策定し、同年 4 月には、深刻化するDV被害等の新たな課題に対応するため、女性の相談・保護・自立支援の中核機関として「とちぎ男女共同参画センター」が開所しました。

* 4 女子差別撤廃条約

女子に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とし、政治的・経済的・社会的活動などにおける差別を撤廃するために締約国が適切な措置をとることを求める条約。1979 年の国連総会で採択され、1981 年に発効。日本は昭和 60 年(1985)に批准した。

3 計画の役割

この那珂川町男女共同参画計画は、国の「男女共同参画社会基本法」及び県の「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」に基づき、「那珂川町総合振興計画」及び「那珂川町生涯学習推進計画」との整合性を図りながら策定するもので、那珂川町の男女共同参画社会実現のために、推進施策を総合的かつ計画的に進めていく指針となるものです。

4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。ただし、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化、町民のニーズなど、必要に応じて見直しを行います。

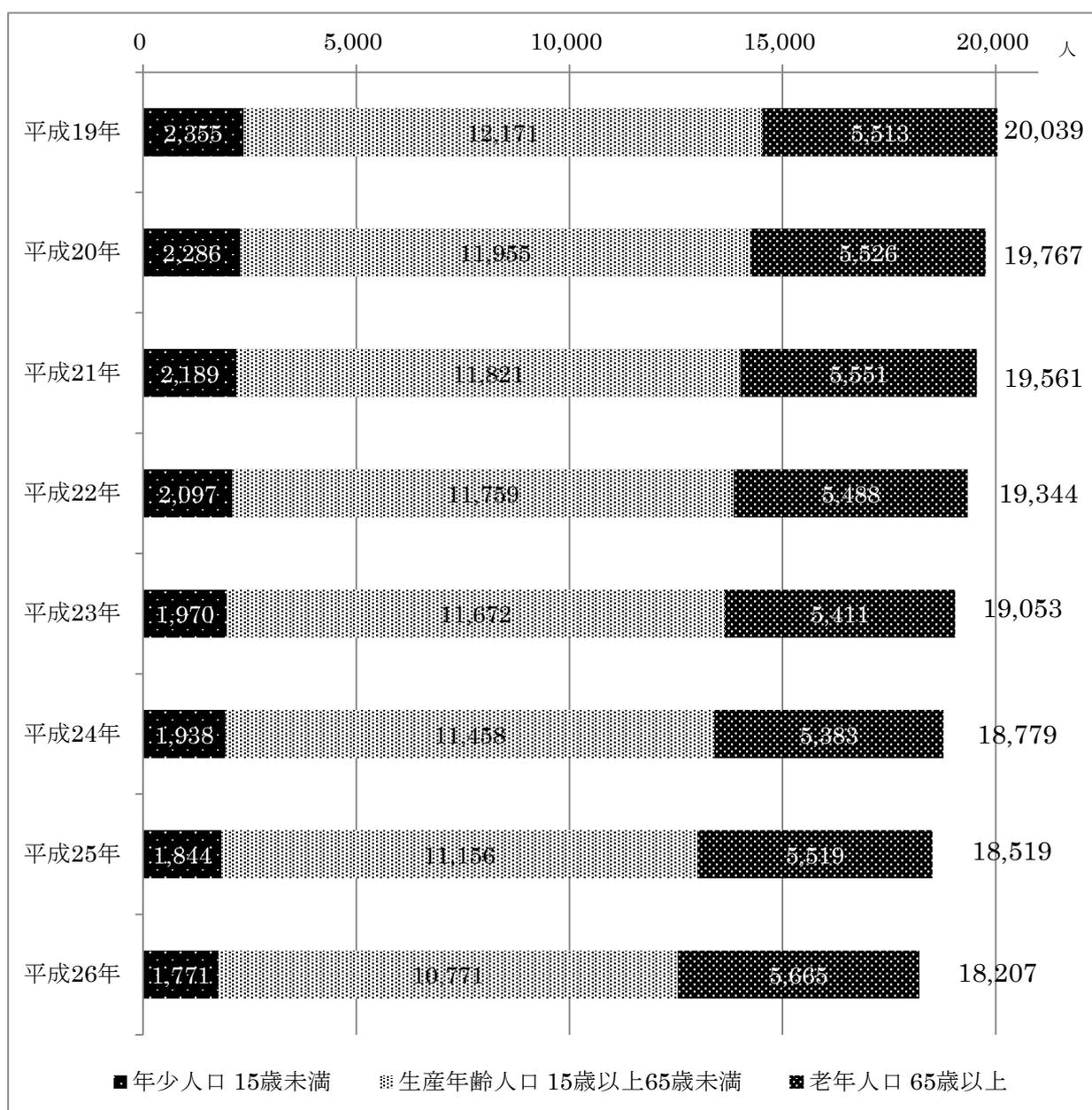


第2章 那珂川町の現状

1 人口の状況

(1) 那珂川町の人口の推移

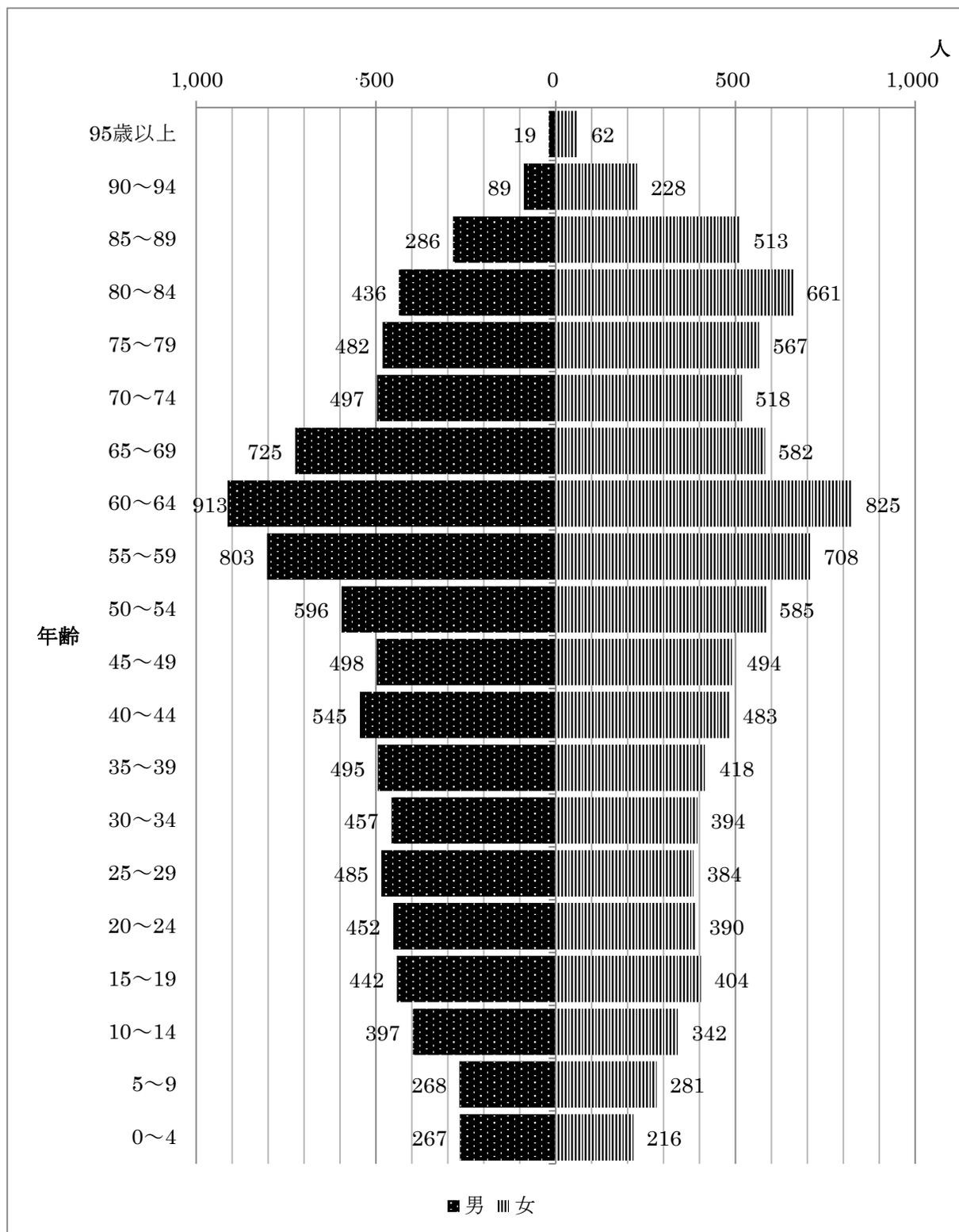
那珂川町の人口は、平成19年から平成26年にかけて、緩やかな減少傾向にあり、8年間で1,832人の減となっています。人口構成で見ると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少傾向にあるのに対して、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあり、少子高齢化が進行していることが伺えます。



資料：栃木県住民基本台帳年報（各年3月31日現在）

(2) 那珂川町の人口構造

人口ピラミッドでみると、男女ともに 60～64 歳の人口が最も多くなっています。70 歳以上の人口では、各年代ともに女性が多く、逆に 69 歳以下は、男性が多い傾向となっています。



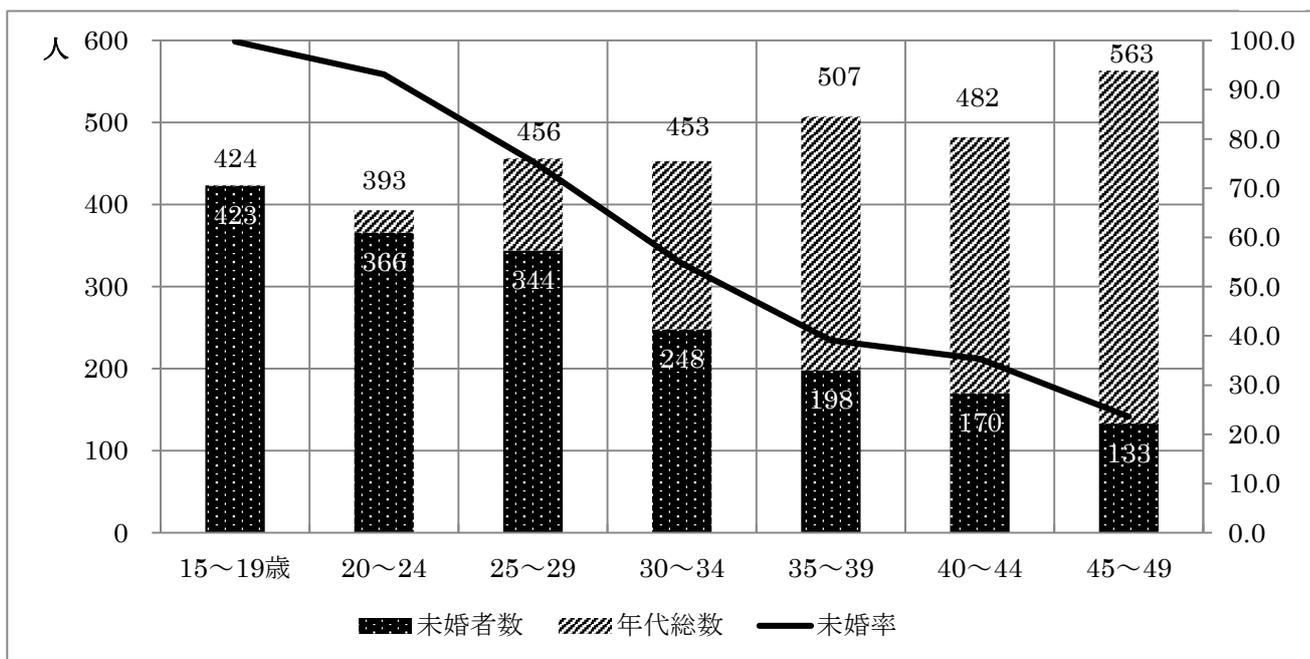
資料：住民基本台帳（平成 26 年 4 月 1 日現在）

2 結婚の状況

那珂川町の結婚の状況をみると、各年代ともに女性よりも男性の未婚率が高くなっています。

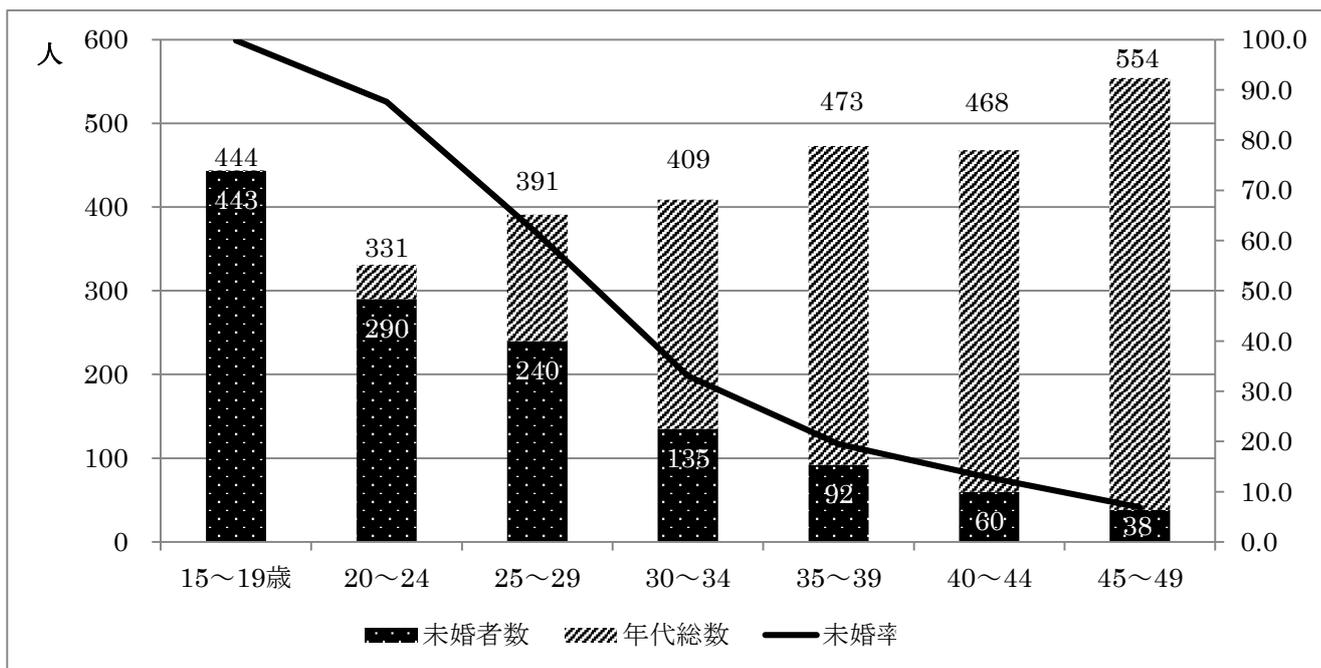
また、結婚・離婚の件数をみると、結婚については平成 20 年をピークに減少傾向にあり、離婚については、大きな増減がなく推移しています。

(1) 那珂川町の男性の年代総数・未婚者数・未婚率



資料：平成 22 年国勢調査

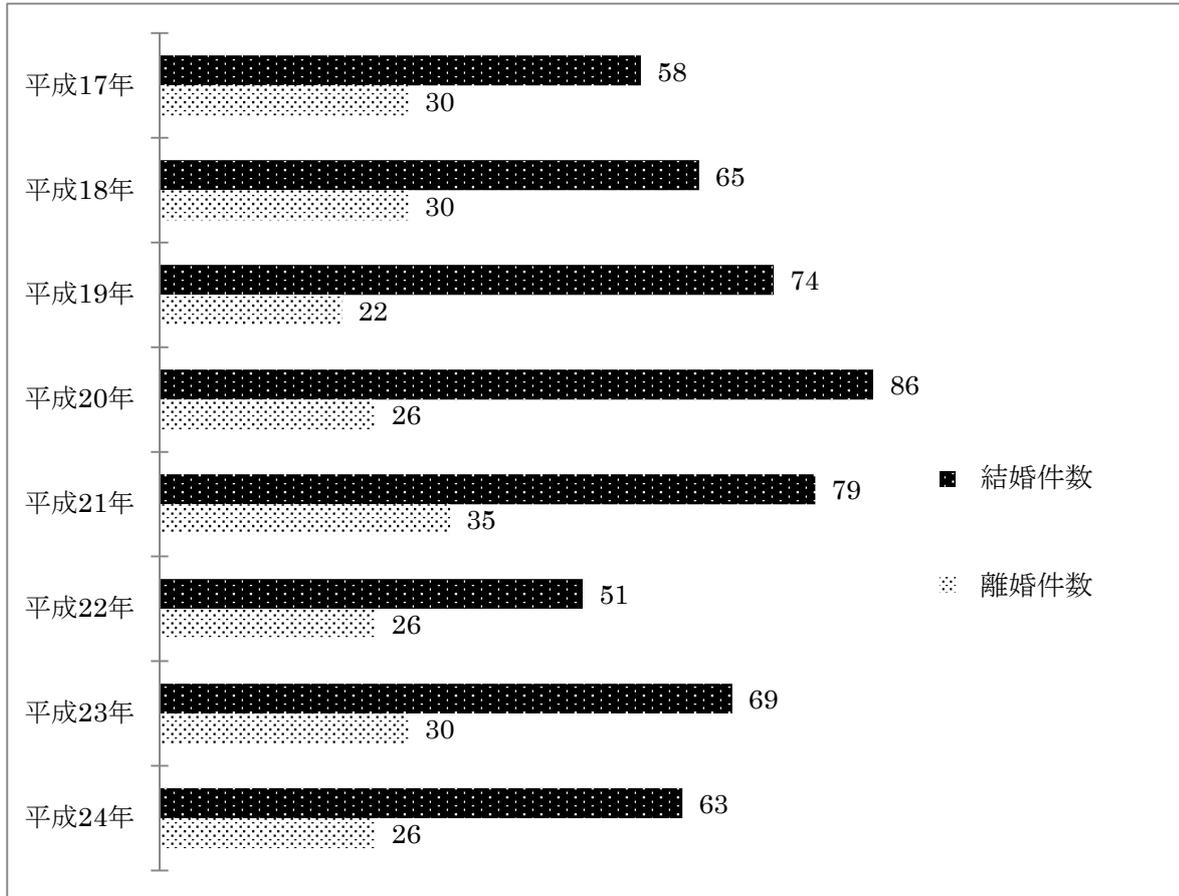
(2) 那珂川町の女性の年代総数・未婚者数・未婚率



資料：平成 22 年国勢調査

(3) 那珂川町の結婚・離婚件数の推移

件



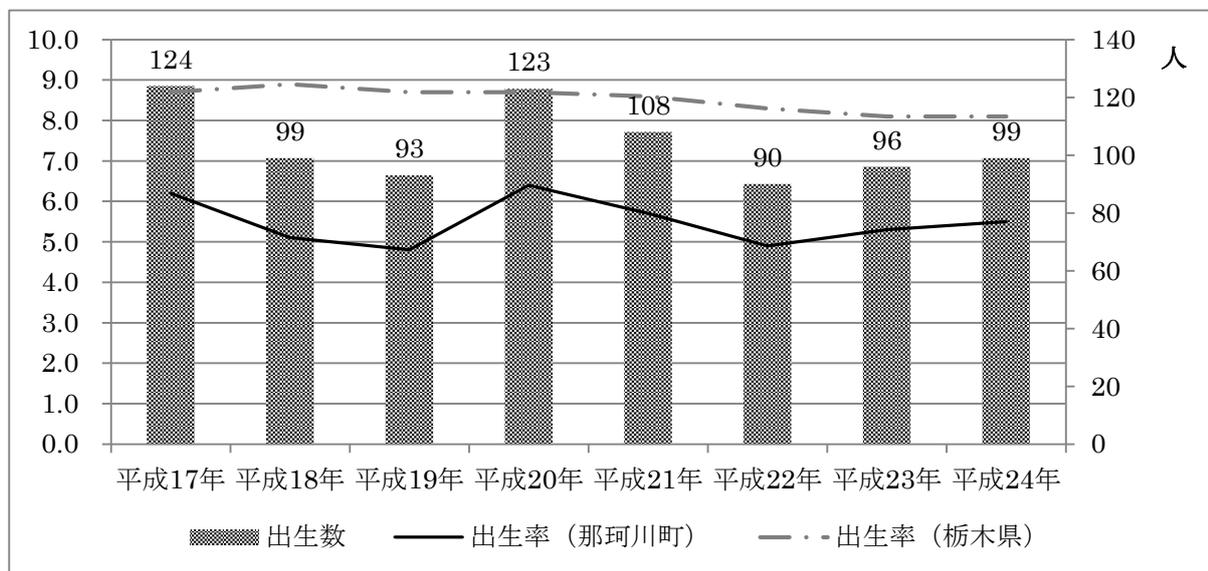
資料：栃木県人口動態調査



3 出生の状況

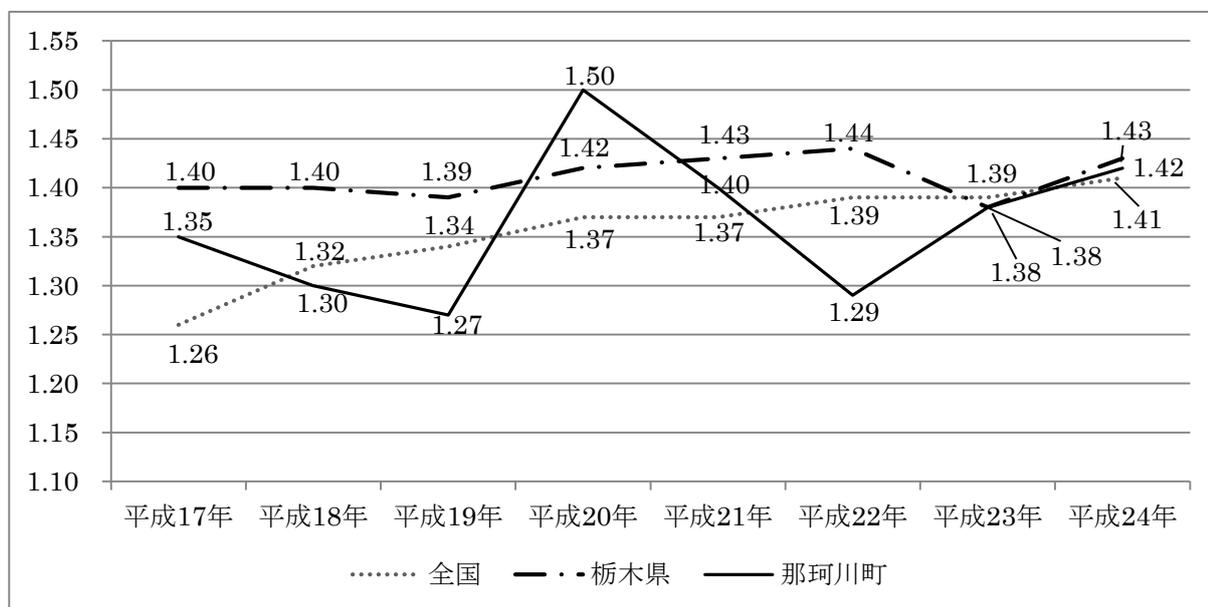
那珂川町の出生状況をみると、県の出生率^{*5}と比較して毎年2～3ポイント低くなっています。合計特殊出生率^{*6}でも、平成20年以外は全国や県の値より低い傾向にあります。

(1) 那珂川町の出生率と出生数の推移



資料：栃木県保健統計年報

(2) 那珂川町の合計特殊出生率の推移



資料：栃木県保健統計年報

*5 出生率 人口1000人あたりの出生数。

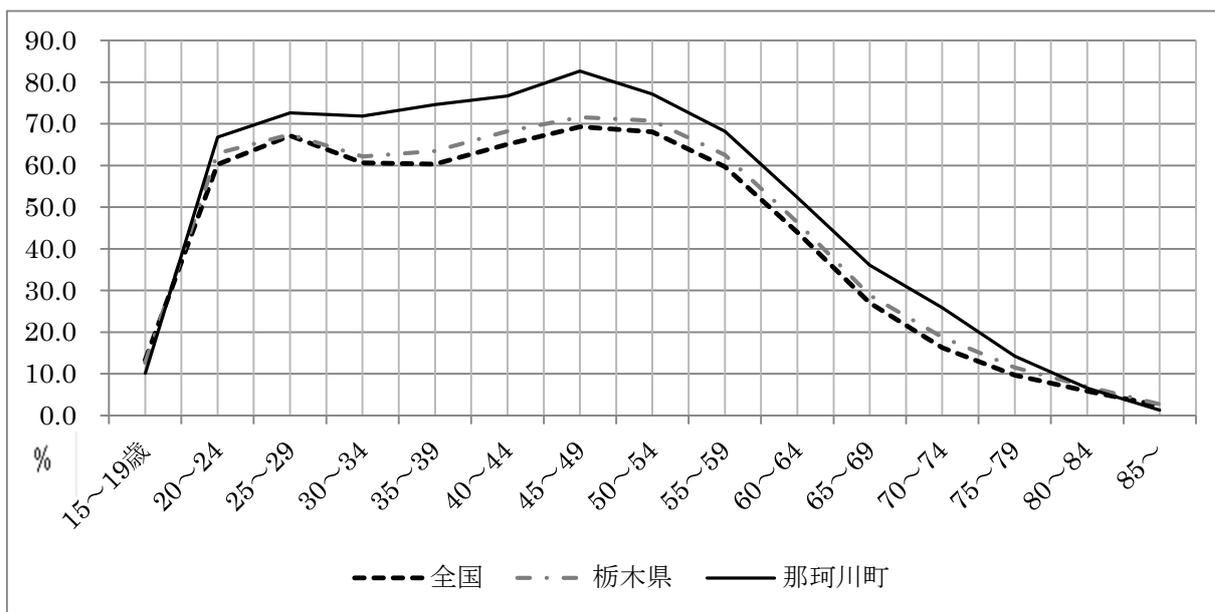
*6 合計特殊出生率 一人の女性が一生に産む子供の平均数。

4 就労の状況

那珂川町の女性の就業率は全国や県と比較して高い傾向にあります。年代別でみると、総数に対して40～50歳の就業者数の割合が高くなっています。

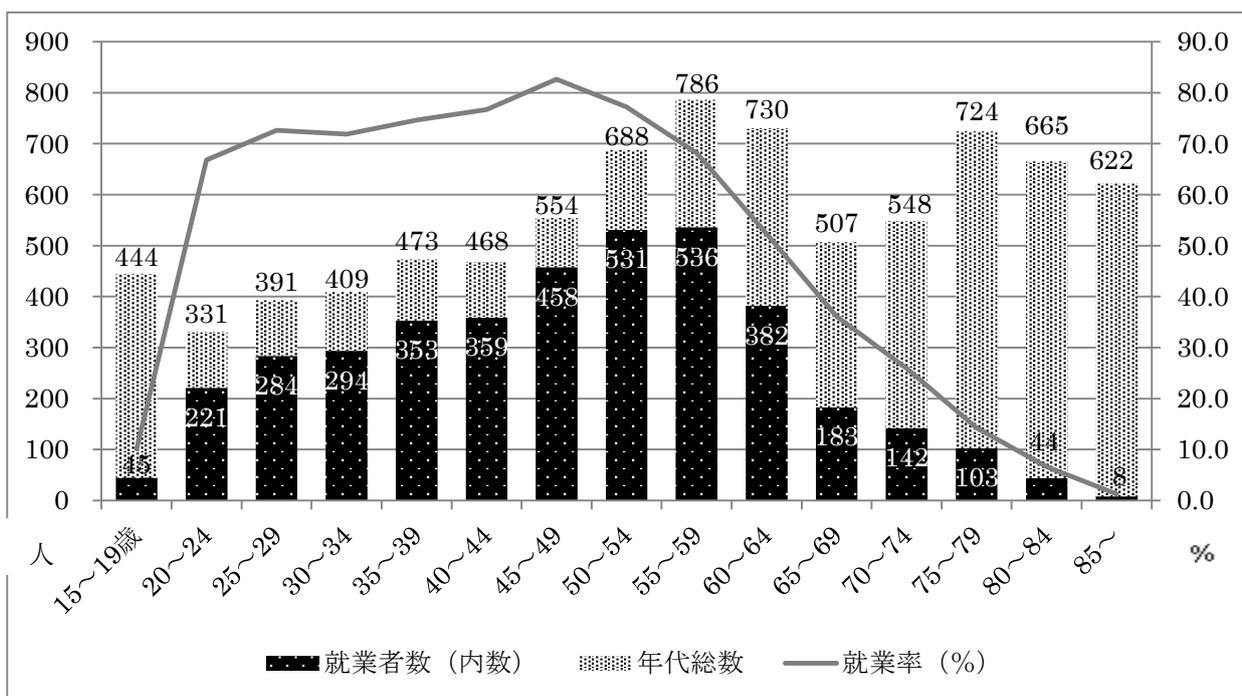
特に45～49歳では、就業率が最も高く8割を超えています。反対に、30～34歳については、50～54歳よりも就業率が低くなっています。

(1) 那珂川町の女性の年齢階級別就業率



資料：平成22年国勢調査

(2) 那珂川町の女性の年代総数・就業者数・就業率



資料：平成22年国勢調査

5 審議会・委員会等における女性の登用割合

那珂川町の審議会・委員会等における女性の登用割合は平均で23.5%、管理職が21.7%となっています。図書館協議会委員の女性の割合が70%で最も高い数値を示しています。

7団体（25%）では、女性の登用がありませんでした。

審議会・委員会における女性の登用割合

平成26年4月現在

根拠法	委 員 会		委員数(人)	内女性(人)	割合(%)	備 考
			A	B	B/A	
地方自治法 第180条の5	1	教育委員会	5	2	40.0	
	2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
	3	監査委員	2	0	0.0	
	4	農業委員会	27	4	14.8	
	5	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	
地方自治法 第202条の3	1	情報公開審査会委員	5	2	40.0	
	2	個人情報保護審議会委員				上記と兼務
	3	特別職報酬等審議会委員				その都度
	4	公務災害補償等認定委員会委員	5	0	0.0	
	5	公務災害補償等審査会委員	3	0	0.0	
	6	水防協議会委員	18	0	0.0	
	7	都市計画審議会委員	17	1	5.9	
	8	ケーブルテレビ施設運営委員会委員	13	0	0.0	
	9	ケーブルテレビ施設放送番組審議会委員	10	5	50.0	
	10	補助金負担金等審議委員会委員	15	5	33.3	
	11	まちづくり審議会委員	19	3	15.8	
	12	水道料金等審議会委員				その都度
	13	国民健康保険運営協議会	12	6	50.0	
	14	健康づくり推進協議会委員	15	7	46.7	
	15	子ども・子育て会議委員	12	7	58.3	
	16	農業振興審議会委員	18	2	11.1	
	17	学校給食センター運営委員会委員	18	4	22.2	
	18	社会教育委員	20	7	35.0	
	19	文化財保護審議会委員	10	0	0.0	
	20	図書館協議会委員	10	7	70.0	
	21	美術館協議会	12	2	16.7	
	22	郷土資料館運営委員会委員	10	2	20.0	
	23	環境審議会	15	3	20.0	
合 計			298	70	23.5	

参考	那珂川町役場管理職	23	5	21.7	主幹以上
----	-----------	----	---	------	------

6 意識調査アンケート結果

平成 25 年 11 月に満 20 歳以上の町民を対象として実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果から、那珂川町民の男女共同参画に関する意識等について、次のようなことがわかりました。

○「男女平等に関する意識について」

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という問いに、「賛成」「どちらかといえば賛成」の割合は 33.4%で、「反対」「どちらかといえば反対」の割合は 53.9%であり、旧来の考え方に「反対」の割合が高くなっています。また、「男女の地位の平等」の設問では、「社会通念・習慣・しきたりで」(72.3%)、「政治・方針決定の場で」(68.7%)、「就業の機会」(68.1%)などが男性優遇を感じる項目として挙げられます。

○「ワーク・ライフ・バランス*7について」

家庭における「男女の役割分担」の設問では、「妻が行う」の割合が高いのが「洗濯」「掃除」「食事の支度」「食事の片づけ」などで、「夫婦共同して行う」割合は、「地域活動への参加」「学校行事等への参加」「近所づきあい」などが比較的高くなっています。「夫が行う」の割合が高いのは「生活費の確保」だけでした。

「職場での男女平等感」では、「人事配置や昇進」「仕事の内容」「賃金」などの項目で不平等を感じている割合が高くなっています。

○「社会活動について」

「社会活動への参加」(複数回答)の設問では、「参加していない」が 153 人と最多で、回答者の約 4 割を占めました。それに「自治会、まちづくりなどの地域活動」(95 人)、「PTA、子ども会などの子どもや青少年の育成活動」(85 人)が続きます。「活動に参加していない理由」としては、「仕事が忙しいから」(65 人)が最多となっています。「男性・女性がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには」(複数回答)では、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」(231 人)が最も高く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」(168 人)、「労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」(153 人)、「社会の中で男性による家事、子育て、介護、地域活動についてもその評価を高めること」(145 人)などと続いています。

*7 ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活のバランス。

○「DVについて」

DV*⁸（ドメスティック・バイオレンス）の認識度をみると、「言葉も内容も知っている」は65.6%となっています。

DVの被害をみると、「自分も自分の周りにも被害にあった人はいない」が64.2%と割合が高く、「友人や職場など自分の周りに被害にあった人がいる」（18.2%）、「自分自身が被害にあったことがある」（7.7%）が続いています。

○「男女共同参画を推進するための取り組みについて」

「男女共同参画を推進するために、あなたは、どのようなことができますか。」（複数回答）の設問では、「家庭で男女共同参画について話し合う」が175人で最も多く、次いで「男女共同参画について学ぶ」（137人）、「職場・学校で男女共同参画について話し合う」（113人）、「地域（自治会など）で男女共同参画について話し合う」（99人）などと続いています。

「男女共同参画社会を実現するために、町は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。」の問いでは、「とても重要」「重要」の割合が「高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくり」で94.5%と最も高く、次いで「安心して産み育てられる環境づくり」（94.1%）、「職場における男女の平等な雇用機会・待遇の確保」（86.0%）、「学校教育で男女共同参画に関する学習を充実する」（82.1%）、「男女の生き方に関する情報提供・相談・教育などの場を充実する」（79.0%）などと続いています。

※調査結果の詳細内容は、《参考資料》「那珂川町男女共同参画に関する意識調査アンケート結果」（32ページ～50ページ）をご覧ください。

*8 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナー等の親密な関係にある（あった）者からふるわれる暴力のこと。

第3章 計画の基本的な考え方

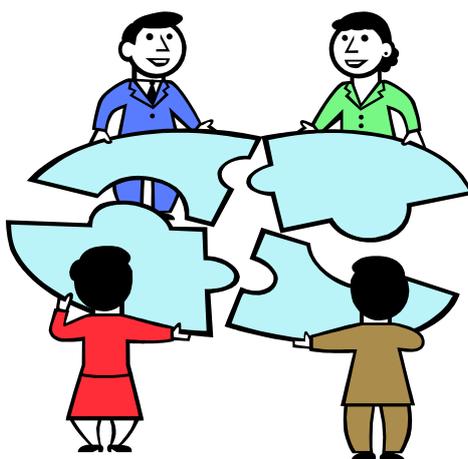
1 計画の基本理念

那珂川町男女共同参画計画の基本理念は、国の「男女共同参画社会基本法」及び県の「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」を踏まえ、男女ともに生きがいのある社会をつくるために、女性はもちろんのこと、男性への積極的な働きかけ、子どもたちからの意識づけ、地域における男女共同参画事業の推進等を通して、一人ひとりがお互いを認め、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本理念

男女が認めあい 支えあい

豊かに暮らせる まちをめざして



2 計画の基本目標

那珂川町が目指す男女共同参画社会の基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ：男女がお互いを尊重する意識づくり

男女一人ひとりがもつ能力や個性を生かせる社会をつくるためには、町民それぞれがお互いを尊重する意識をもつことが大切です。

そのために、学校・家庭・地域において、子どもを含む各年代に対して、生涯にわたり男女の区別なく主体的で多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に基づく教育・学習機会の充実に取り組みます。

基本目標Ⅱ：男女がともに活躍できる環境づくり

豊かで住みよい地域づくりには、男女が対等な立場で意見を出し合い、性別にかかわらず、活躍できる社会が求められています。

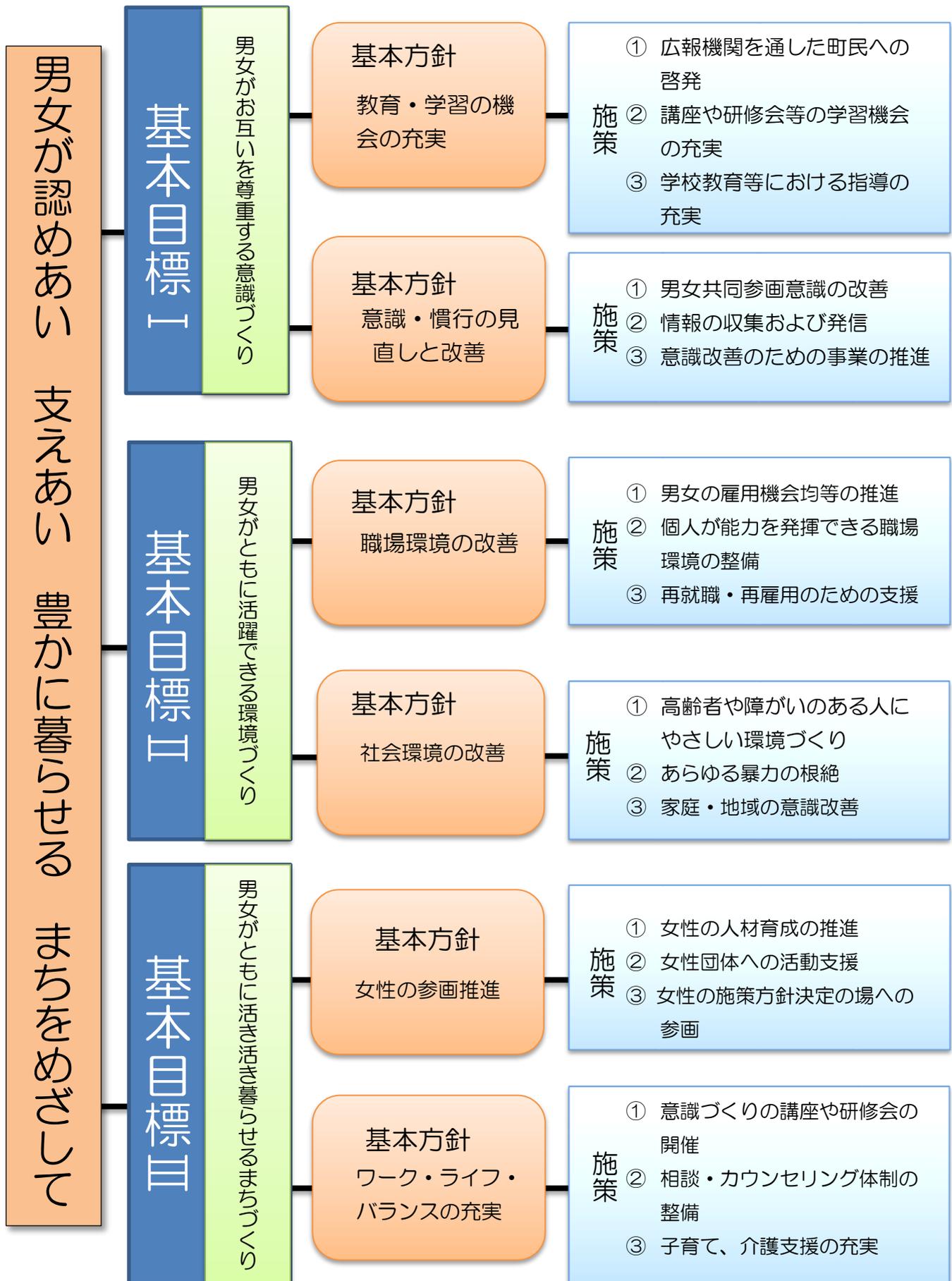
そのために、根強く残る慣習やしきたりを見直し、女性が社会や地域の中で活躍できる環境づくりを目指します。

基本目標Ⅲ：男女がともに生き生き暮らせるまちづくり

男女が生き生きと暮らせるまちをつくるために、女性の負担を軽減し、男女で支え合う体制づくりが必要です。

そのために、男女が平等に子育てや介護等に取り組める支援体制やワーク・ライフ・バランスの充実を目指します。

3 計画の体系



第4章 計画の推進

那珂川町男女共同参画計画の3つの基本目標を具現化するための基本的施策をあげ、それぞれの事業ごとに担当課を記載し、その具体的な取り組みについて記述しました。ただし、内容によっては担当課以外の課も積極的に施策の協力を行うこととします。

基本目標Ⅰ 男女がお互いを尊重する意識づくり

基本方針：教育・学習機会の充実

町民が男女共同参画の意識を向上させるためには、行政が絶えず最新の情報を町民に提供し、広報誌や講座、講演会等により啓発することが大切です。また、学校教育においても、児童生徒に正しい知識を身につけさせる指導を行ったり、保護者を対象に男女共同参画に関する啓発を行ったりして、意識の向上を図ります。

1 広報機関を通じた町民への啓発

具体的施策	内 容	担 当 課
男女共同参画計画の推進に関する町民意識の啓発	男女共同参画計画を公開して、町民の意識向上を図ります。	生涯学習課
男女共同参画事業の啓発	広報「なかがわ」、町ホームページ、ケーブルテレビ等を活用した広報活動を行います。	生涯学習課



2 講座や研修会など学習機会の充実

具体的施策	内 容	担 当 課
町民対象の講座や講演会の開催	男女共同参画に関する理解や知識を深めるために、町民を対象とした講座や講演会を開催します。	生涯学習課
企業等に対する男女共同参画の意識啓発	男女共同参画の意識向上のために、町内企業等へ研修会実施を働きかけます。	商工観光課

3 学校教育等における指導の充実

具体的施策	内 容	担 当 課
男女共同参画の視野に立った教育活動の推進	学校教育において、男女共同参画の視点で、固定的な男女の役割を見直す指導の充実を図ります。	学校教育課
保護者の学習機会の充実	男女共同参画について、保護者同士が学び合う学習機会の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課



基本方針：意識・慣行の見直しと改善

町民への意識アンケートによると、社会において男女の不平等が生じるのは、社会の慣習やしきたりが原因とする意見が65.5%を占めました。そこで男女の性的な偏見の意識をなくし、昔からの慣習やしきたりを改善するための啓発活動や施策を充実させます。

1 男女共同参画意識の改善

具体的施策	内 容	担 当 課
町民に対する男女共同参画の意識啓発	町民や企業の意識改善を図るため、各課において男女共同参画の意識を向上させるための施策に取り組みます。	各課・局・室
町の制度・施策の見直し	男女共同参画の視点から制度・施策を点検して見直します。	各課・局・室

2 情報の収集および発信

具体的施策	内 容	担 当 課
情報の収集	国、県及び関係機関からの情報収集に努めます。	生涯学習課
男女共同参画週間における町民への啓発	男女共同参画週間 ^{*9} に広報を通して町民への啓発を行い、意識の改善を図ります。	生涯学習課
町民への男女共同参画に関する情報公開	男女共同参画社会に対する意識向上のために町民へ情報を提供します。	生涯学習課

3 意識改善のための事業の推進

具体的施策	内 容	担 当 課
親子対象の講座や教室の開催	親子で参加できるような各種講座や教室を行い、家族でふれあいながら活動する機会を作ります。	生涯学習課
相談機関の充実	県の相談機関との連携強化・充実を図ります。	健康福祉課



*9 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日まで、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために設けられた週間。

基本方針：職場環境の改善

町民の意識アンケートによると男女の就業の機会や人事、昇進等で男性の方が優遇されているという意見が約5割を占めるなど、職場における意識改善が重要であると考えられます。そこで、男女の雇用機会や職場の待遇等の均等化を図る啓発活動を推進します。

1 男女の雇用機会均等の推進

具体的施策	内 容	担 当 課
男女雇用機会均等法の周知	事業主に対して、男女雇用機会均等法の情報を提供し、周知を図ります。	商工観光課
男女の雇用機会均等に関する情報の提供	雇用における男女差別解消のため、雇用機会均等に関する情報の提供に努めます。	商工観光課



2 個人が能力を発揮できる職場環境の整備

具体的施策	内 容	担 当 課
職場における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発	職場における固定的な性別役割分担の意識を解消するため、事業主への啓発を行います。	商工観光課
ハラスメント ^{*10} 防止のための啓発	職場におけるセクシャルハラスメント ^{*11} 、パワーハラスメント ^{*12} 等の防止のために啓発活動を推進します。	商工観光課

3 再就職・再雇用等のための支援

具体的施策	内 容	担 当 課
女性の再就職・再雇用のための支援	妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した後も、働く意欲のある女性の再就職の支援を行います。	商工観光課
再雇用特別措置の周知（育児・介護休業法）	妊娠・出産・育児・介護を理由として退職した労働者の再雇用に関する措置について周知を図ります。	商工観光課
女性経営者の育成・支援	農業、自営業等における女性の経営参加と起業を支援します。	農林振興課 商工観光課

*10 ハラスメント

様々な場面での、嫌がらせ。モラルハラスメント、シルバーハラスメント、マリッジハラスメント、ペットハラスメントなど多数。

*11 セクシャルハラスメント

相手の望まない性的な言動または性差別的な意識に基づく言動による精神的な暴力や嫌がらせ。

*12 パワーハラスメント

職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせ。

基本方針：社会環境の改善

那珂川町の統計調査によると、町では少子高齢化が進行しており、男女共同参画社会を目指す上で、高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちづくりが重要です。そこで、高齢者や障がい者への生きがいづくり等の支援を充実させます。また近年社会問題となっているDVについても相談機関を充実させます。

1 高齢者や障がいのある人にやさしい環境づくり

具体的施策	内 容	担 当 課
高齢者の生きがいづくりの推進	シルバー大学等、高齢者を対象とした生きがいづくりや健康増進のための事業を実施します。	生涯学習課
	老人クラブ連合会、各地区老人クラブの育成・助成や事業への協力により、高齢者の生きがいづくりや健康増進に努めます。	健康福祉課
障がい者の生きがいづくりの推進	居宅サービス、施設サービス、地域生活支援事業、医療費給付等、障がい者の日常生活や社会生活に対する支援を充実させます。	健康福祉課



2 あらゆる暴力の根絶

具体的施策	内 容	担 当 課
DV防止のための啓発活動の推進	DVなどの行為を根絶するため、情報提供や学習の機会を充実させます。	健康福祉課
DVに関する相談体制の充実	関係機関と連携し、DV被害者の相談や支援体制を充実させます。	健康福祉課
児童虐待防止のための啓発活動の推進	児童虐待を防止するための情報提供を行います。	健康福祉課
セクシャルハラスメント防止のための啓発活動	地域におけるセクシャルハラスメントを防止するための啓発活動の充実に努めます。	健康福祉課 生涯学習課

3 家庭・地域の意識改善

具体的施策	内 容	担 当 課
家庭・地域における学習機会の提供	家庭や地域での講座やイベントなどを通して、男女共同参画意識の向上を図ります。	生涯学習課
男女共同参画の関連図書による啓発	男女共同参画週間に町図書館に男女共同参画コーナーを設け、関連図書を置いて意識の啓発を行います。	生涯学習課

基本方針：女性の参画推進

女性が自らの意思で様々な分野へ積極的な参画ができるよう、女性の能力開発や技能向上のための研修会や講習会等の情報提供及び女性団体への活動支援を行うとともに、女性の審議会、委員会等への登用を推進します。

1 女性の人材育成の推進

具体的施策	内 容	担 当 課
男女共同参画推進員の育成	男女共同参画推進員の育成、支援に努めます。	生涯学習課
女性の自立やリーダー育成を促す研修会や講習会等の情報提供	女性の自立やリーダー育成をめざした研修会や講習会等の情報提供を行います。	生涯学習課
町で活躍している女性団体の紹介	男女共同参画週間に、広報紙を通して、町で活躍している女性団体を紹介するコーナーを設けます。	生涯学習課



2 女性団体への活動支援

具体的施策	内 容	担 当 課
女性団体への情報提供	女性団体に対して各種研修会や講座等の情報を提供します。	生涯学習課
女性団体同士の交流会や情報交換会の開催	女性団体同士の交流会や情報交換会を通して、女性団体の支援を行います。	生涯学習課

3 女性の施策方針決定の場への参画

具体的施策	内 容	担 当 課
各種審議会、管理職等への女性登用促進	女性の視点や意見を反映させるため、町の審議会等への女性の登用を積極的に推進します。 【目標値：各種審議会等における女性の登用割合 H32 年までに 30%】	各課・局・室
各課施策の女性参画推進	各課の施策を検討する段階で、女性が参画できる体制づくりに努めます。	各課・局・室
各行政区役員への女性登用促進	各行政区役員に女性を登用するよう働きかけを行います。	総務課

基本方針：ワーク・ライフ・バランスの充実

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事と家庭の調和がとれた環境整備が必要です。女性の就業や参画を推進していくとともに、男性による子育て、介護、家事等への意識づくりを促し、仕事・家庭・地域のバランスがとれたライフスタイルへの転換を推進します。

1 意識づくりの講座や研修会の開催

具体的施策	内 容	担 当 課
男性が参加しやすい講座や教室の開催	男性が進んで家事に興味をもてるような料理や子育て等の講座や教室を開催して、男性のワーク・ライフ・バランスの意識向上に努めます。	生涯学習課
育児や介護に関する講座や研修会等の情報提供	育児や介護に関する各種講座や研修会等の情報提供を行います。	健康福祉課

2 相談・カウンセリング体制の整備

具体的施策	内 容	担 当 課
家庭や職場での悩みなどの相談体制の充実	明るく生活するために、家庭や職場の悩みや問題等の相談体制の充実を図ります。	健康福祉課
専門医師による相談体制の充実	専門医師による心や体に関する相談体制の充実を図ります。	健康福祉課

3 子育て、介護支援の充実

具体的施策	内 容	担 当 課
子育てに関する情報提供	子育てに関する様々な情報の提供を行います。	健康福祉課
子育て支援事業の充実	子育てに関するニーズに対応するサービスの充実に努めます。	健康福祉課
介護に関する情報提供	介護に関する様々な情報提供を行います。	健康福祉課
介護サービス事業の促進	介護に関する多様なニーズに対応するサービスの充実に努めます。	健康福祉課
育児・介護休業制度の周知	育児・介護休業制度を周知し、労働者の職業生活と家庭生活を支援します。	健康福祉課 商工観光課



I. 調査概要

1. 調査の目的

この調査は、那珂川町の女性がおかれている現状と男女共同参画社会の形成の状況について町民の意識を明らかにするとともに、男女共同参画社会の実現に向けて解決すべき課題を把握し、「那珂川町男女共同参画計画」を平成26年度に策定する際の基礎資料とすることを目的に実施した。

2. 調査項目

- (1) 男女平等に関する意識について
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活のバランス）について
- (3) 社会活動について
- (4) DVについて
- (5) 男女共同参画を推進するための取り組みについて

3. 調査内容

- (1) 調査対象 : 満20歳以上の男女
- (2) 調査数 : 1,000人
- (3) 抽出方法 : 住民基本台帳に基づき無作為抽出
- (4) 調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- (5) 調査時期 : 平成25年11月7日（木）～11月30日（土）

4. 回収結果

- 回収数 : 386人
- 回収率 : 38.6%

5. 集計にあたって

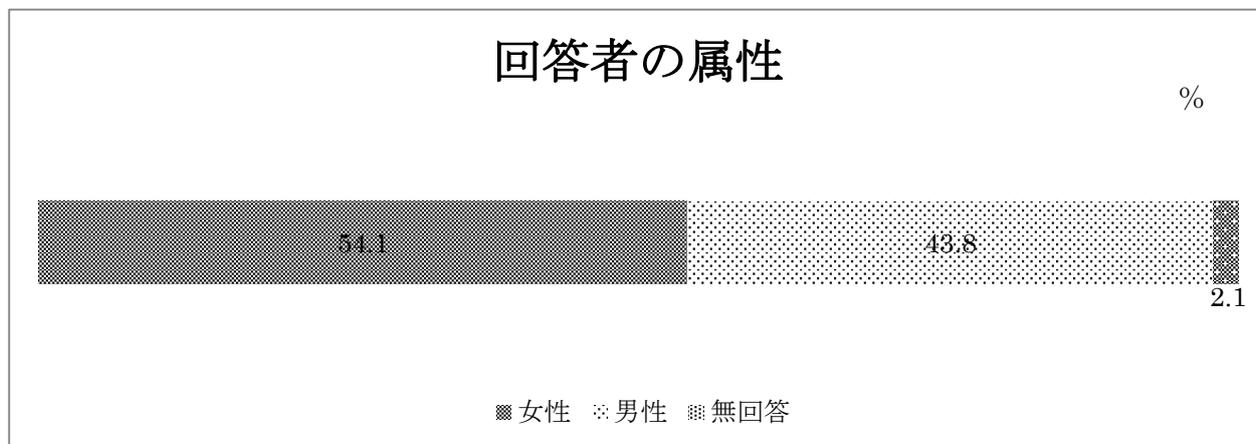
- (1) 回答比率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。したがって、回答比率を合計しても、100%にならない場合がある。
- (2) グラフや表の中での選択肢の文章が長い場合は、簡略化して表現しているため、アンケート調査票の文章とは一致していない場合がある。

Ⅱ. 調査結果

1. 回答者の属性

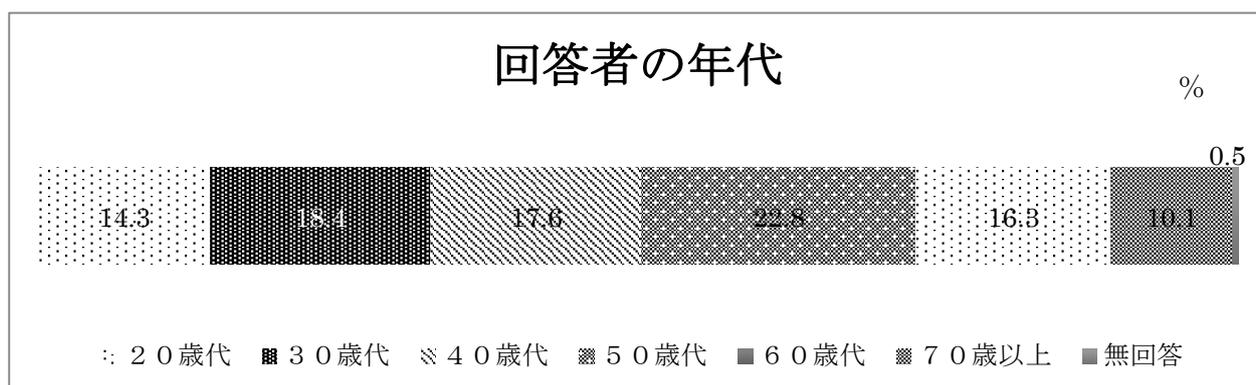
(1) 性別

回答者の性別は、「女性」54.1%、「男性」43.8%となっている。



(2) 年代

回答者の年代は、「20代」14.3%、「30代」18.4%、「40代」17.6%、「50代」22.8%、「60代」16.3%、「70代以上」10.1%となっている。



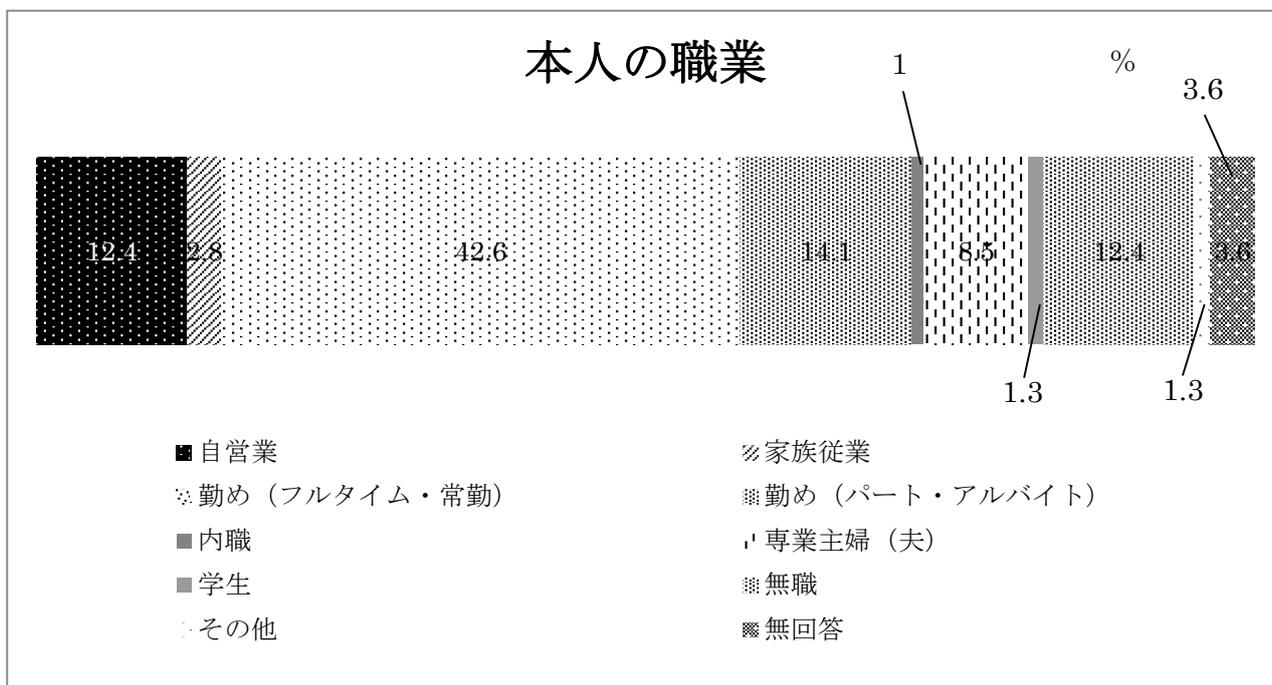
(3) 結婚の状況

回答者の結婚の状況は、「既婚（配偶者と同居）」が67.6%で最も多く、次いで「未婚」19.7%、「既婚（死別）」4.7%、「既婚（離別）」3.9%、「既婚（配偶者と別居）」3.1%と続いている。



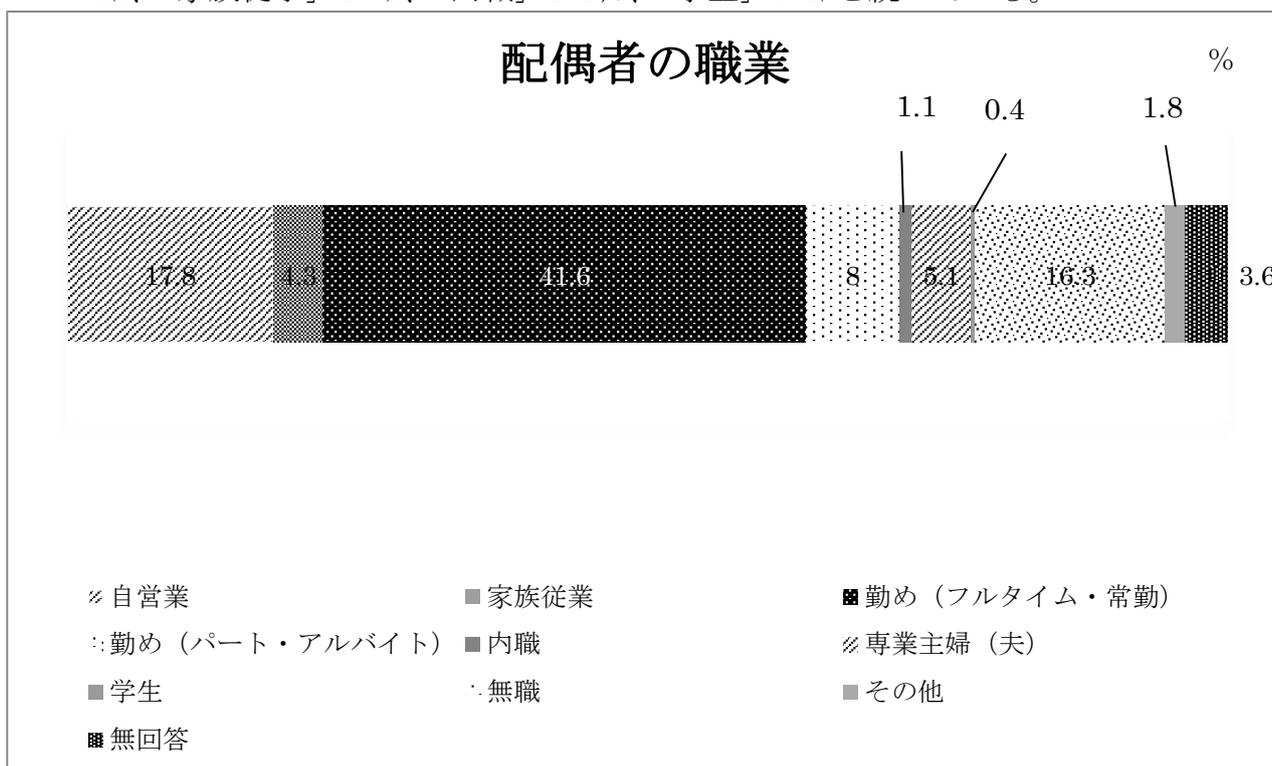
(4) 本人の職業

回答者の職業は、「勤め（フルタイム・常勤）」が42.6%で最も多く、次いで「勤め（パート・アルバイト）」14.1%、「自営業」12.4%、「無職」12.4%、「専業主婦（夫）」8.5%、「家族従事」2.8%、「学生」1.3%、「内職」1%と続いている。



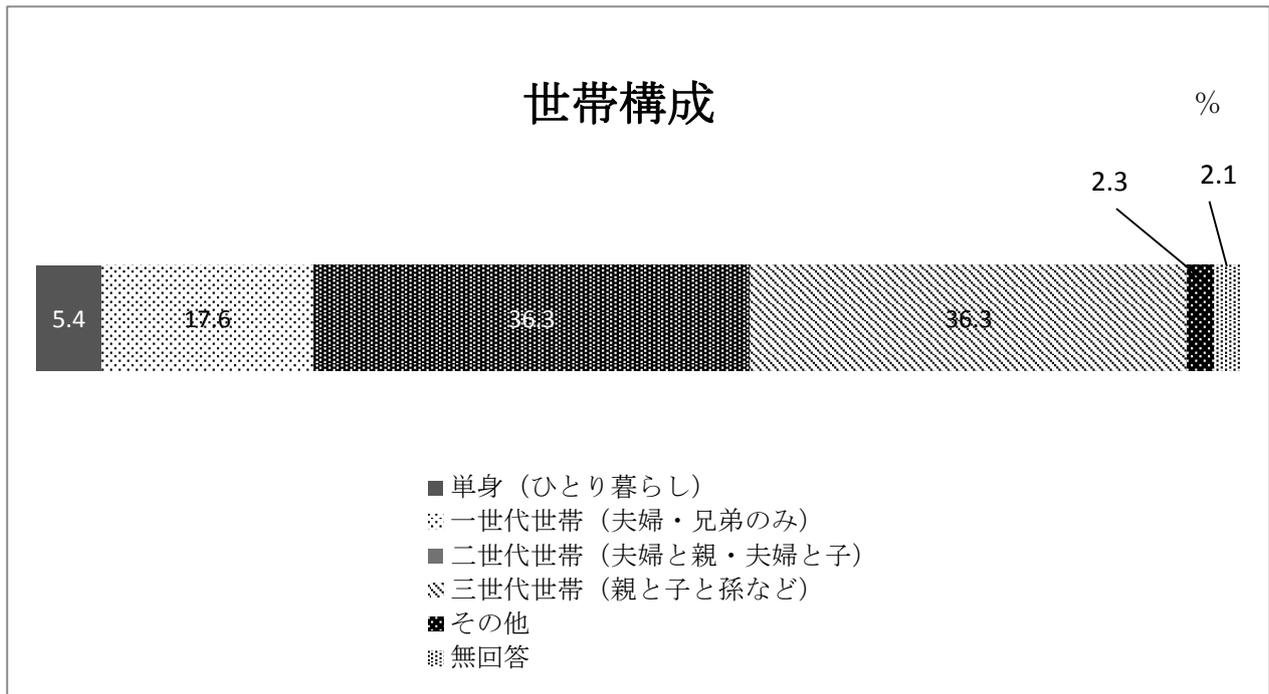
(5) 配偶者の職業

回答者の配偶者（「既婚（配偶者と別居）」、「既婚（配偶者と同居）」と回答した273人）の職業は、「勤め（フルタイム・常勤）」が41.6%で最も多く、次いで「自営業」17.8%、「無職」16.3%、「勤め（パート・アルバイト）」8%、「専業主婦（夫）」5.1%、「家族従事」4.3%、「内職」1.1%、「学生」0.4%と続いている。



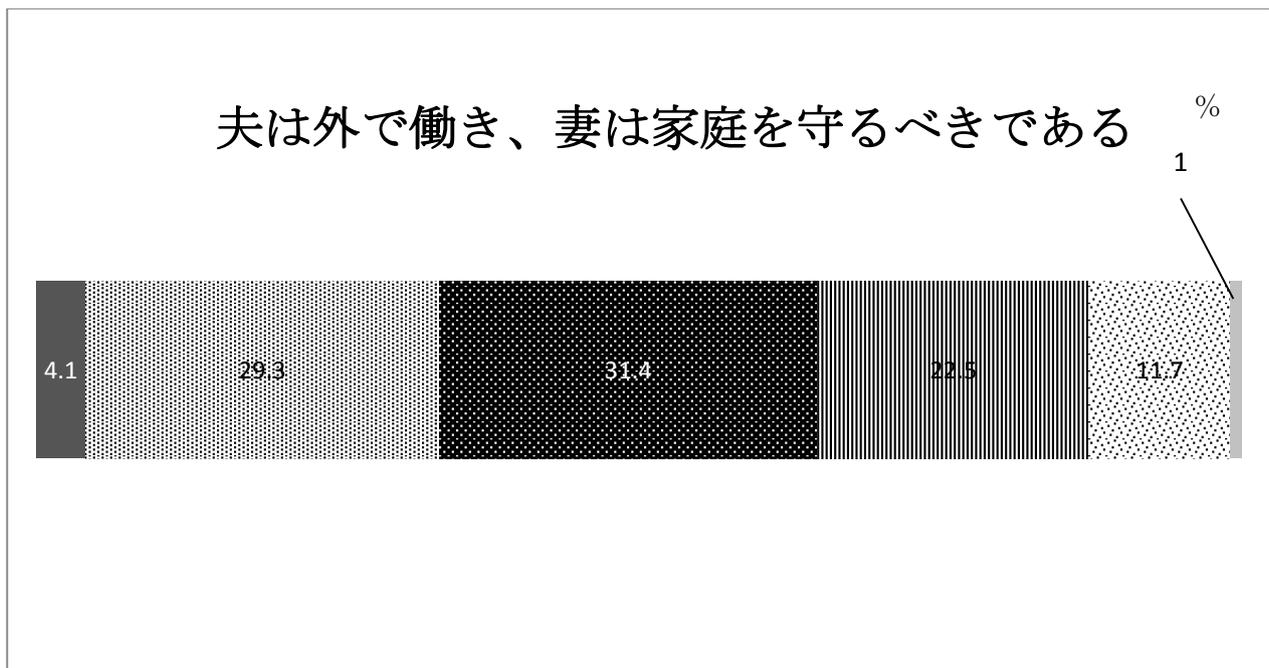
(6) 世帯構成

回答者の世帯構成は、「2世代世帯（親と子）」、「3世代世帯（親と子と孫）」が共に36.3%で最も多く、次いで「1世代世帯（夫婦のみ）」17.6%、「1人世帯」5.4%、「その他の世帯」0.4%と続いている。

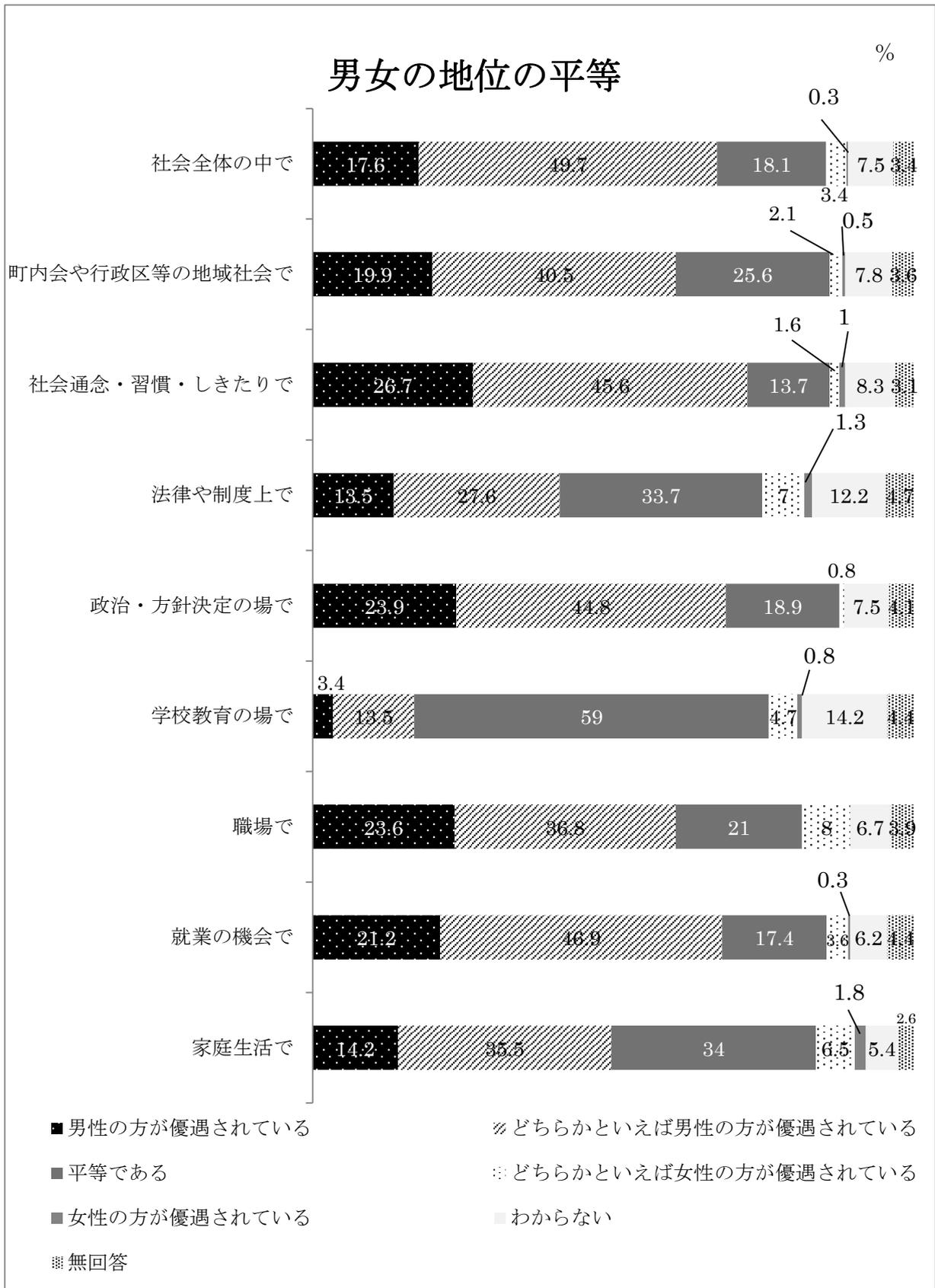


2. 男女平等に関する意識について

夫と妻の性別による役割の考え方については、「賛成 (計)」(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)の割合は33.4%、「反対 (計)」(「反対」+「どちらかといえば反対」)の割合は53.9%であり、「反対」の割合が高くなっている。



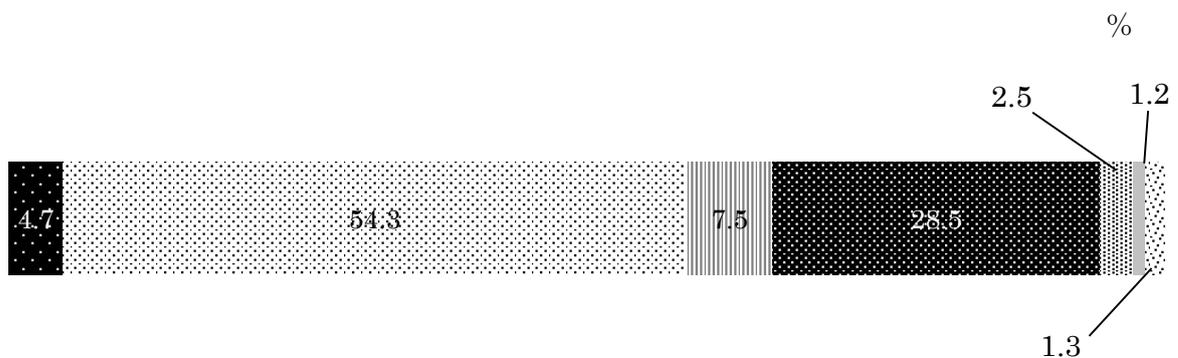
あなたは、次にあげる項目で男女の地位で平等になっていると思いますか。各項目について、あなたの考えに最も近いものをお答えください。



「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方がありますがあなたはこれについてどう思いますか。

仕事と家庭の役割分担についての考え方は、「男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」が54.3%で最も高く、次いで「男女の役割は固定せずに、男女どちらが仕事しても家庭にいてもよい」28.5%、「男女とも仕事をもち、家庭のことは女性が責任をもつのがよい」7.5%、「男は仕事、女は家庭にいるのがよい」4.7%、「その他」2.5%、「わからない」1.2%と続いている。

男は仕事、女は家庭を守るべきであるという考え

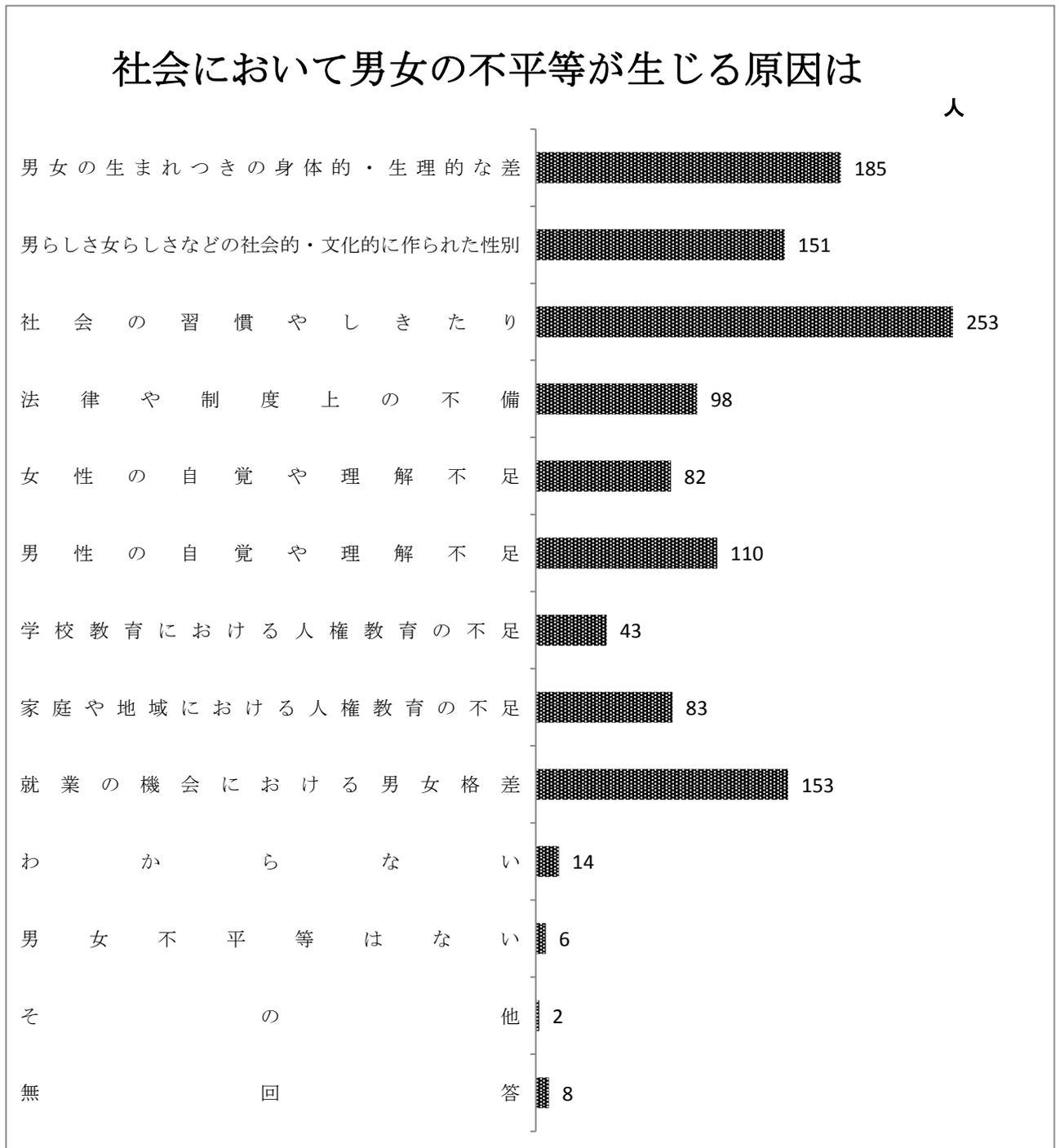


- 男は仕事、女は家庭にいるのがよい
- ▨ 男女とも仕事をもち、家庭でも仕事を分担するのがよい
- ▨ 男女とも仕事をもち、家庭のことは女性が責任をもつのがよい
- 男女の役割は固定せずに、男女どちらかが仕事しても家庭にいてもよい
- ▨ わからない
- その他
- 無回答



社会において男女の不平等が生じる原因は何であると思いますか。(複数回答)

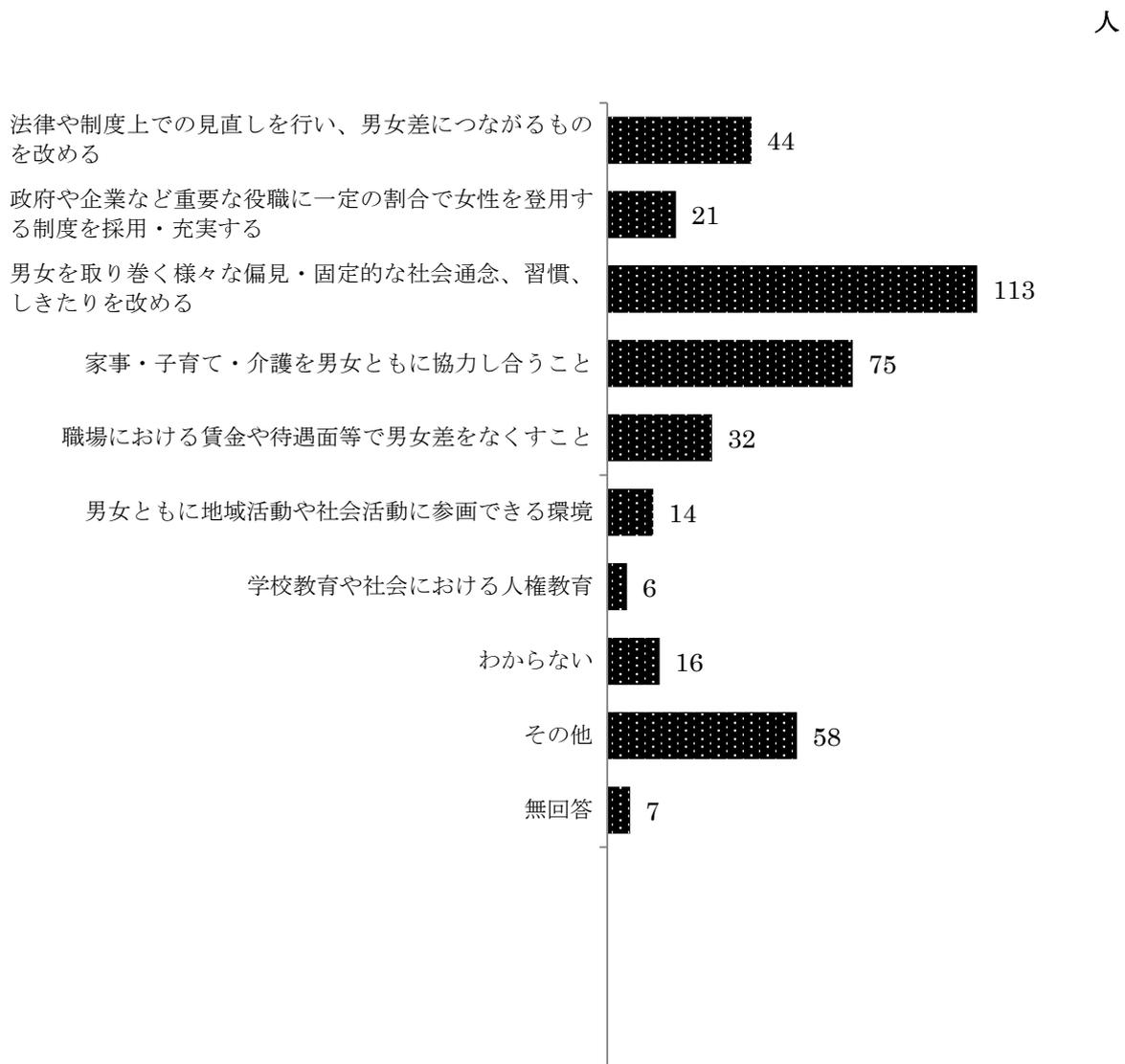
社会において男女の不平等が生じる原因は、「社会の習慣やしきたり」が253人で最も高く、次いで「男女の生まれつきの身体的・生理的な差」185人、「就業の機会における男女格差」153人、「男らしさ・女らしさ」など社会的・文化的に作られた性別(ジェンダー)151人、「男性の自覚や理解不足」110人、「法律や制度上の不備」98人、「女性の自覚や理解不足」82人、「家庭や地域社会における人権教育の不足」43人などと続いている。



あなたは、男女が社会のあらゆる分野で平等になるためには、どのようなことが最も重要だと思いますか。

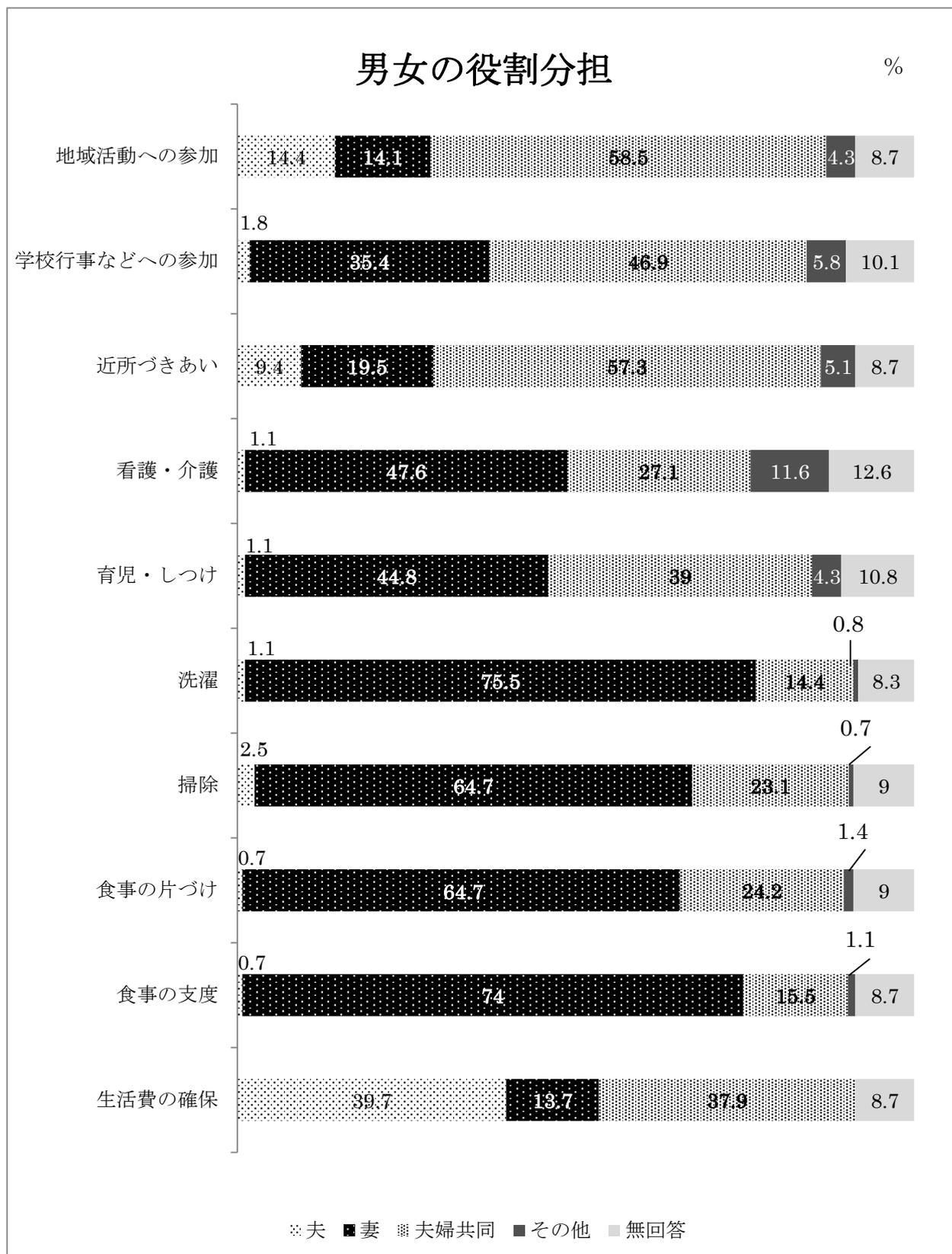
社会のあらゆる分野で平等になるためには重要なことは、「男女を取り巻く様々な偏見・固定的な社会通念、習慣、しきたりを改める」が113人で最も高く、次いで「家事・子育て・介護を男女ともに協力し合うこと」75人、「法律や制度上での見直しを行い、男女差につながるものを改める」44人、「職場における賃金や待遇面等で男女格差をなくすこと」32人、「政府や企業など重要な役割に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実する」21人などと続いている。

男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なことは



3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活のバランス）について

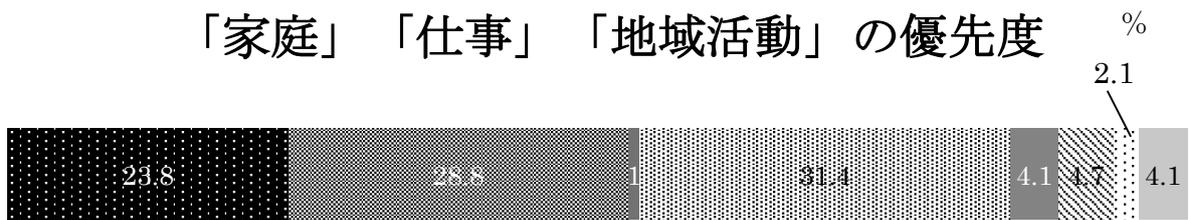
あなたは、次にあげるような役割を主に誰が分担すべきだと思いますか。



日常生活の中で、「家庭」、「仕事」、「地域活動」について、現実に優先しているものを選んでください。

日常生活の中での優先度をみると、「家庭」と「仕事」をともに優先」が31.4%（理想は53.9%）で最も高く、次いで「仕事」を優先」28.8%（理想は6.7%）、「家庭」を優先」23.8%（理想は23.1%）、「家庭」と「地域活動」をともに優先」4.7%（理想は9.8%）、「仕事」と「地域活動」をともに優先」4.1%（理想は2.8%）、「地域活動」を優先」1.0%（希望は回答なし）と続いている。

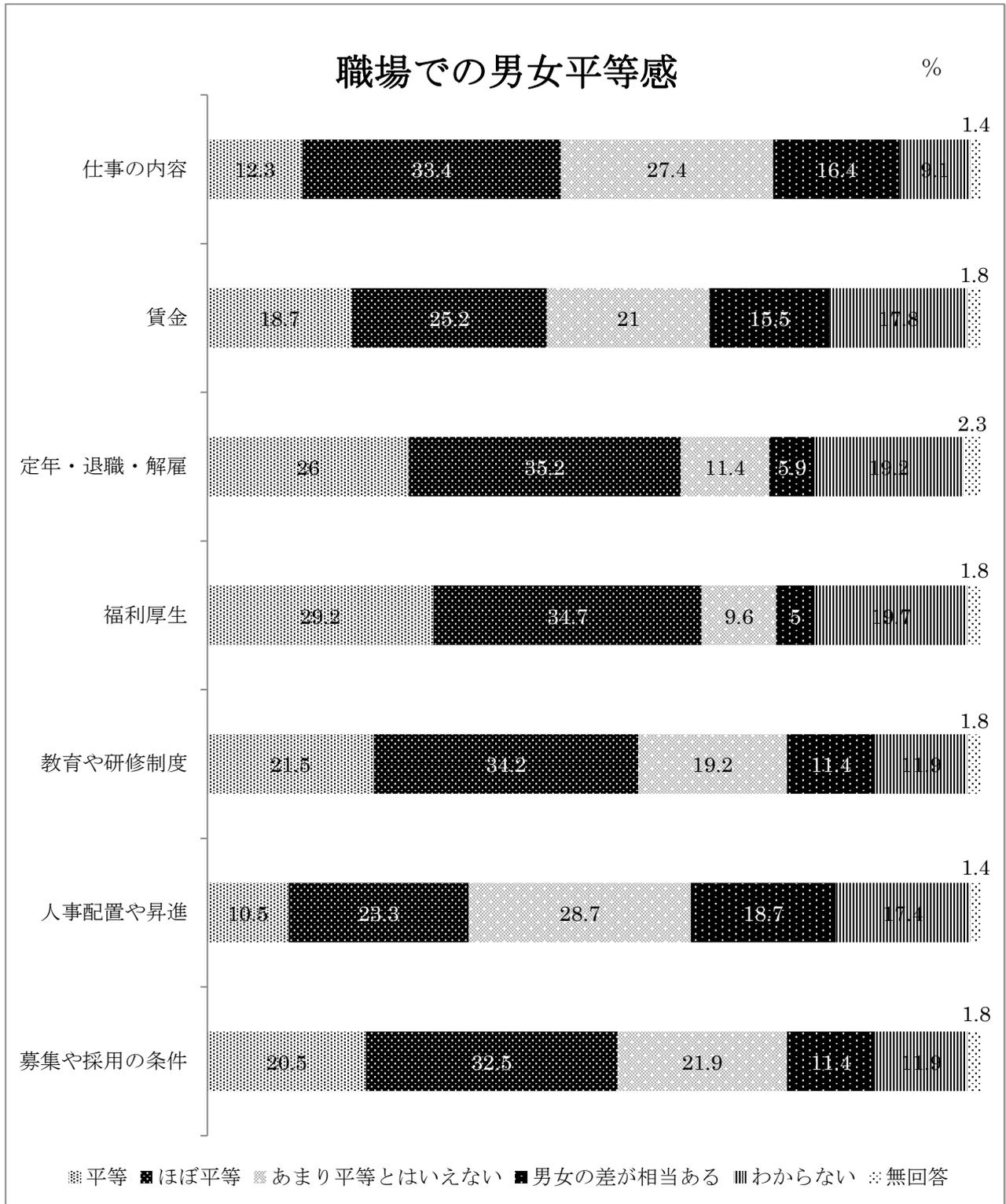
「家庭」「仕事」「地域活動」の優先度



- 「家庭」を優先
- 「仕事」を優先
- 「地域活動」を優先
- 「家庭」と「仕事」をともに優先
- 「仕事」と「地域活動」をともに優先
- 「家庭」と「地域活動」をともに優先
- :: わからない
- 無回答



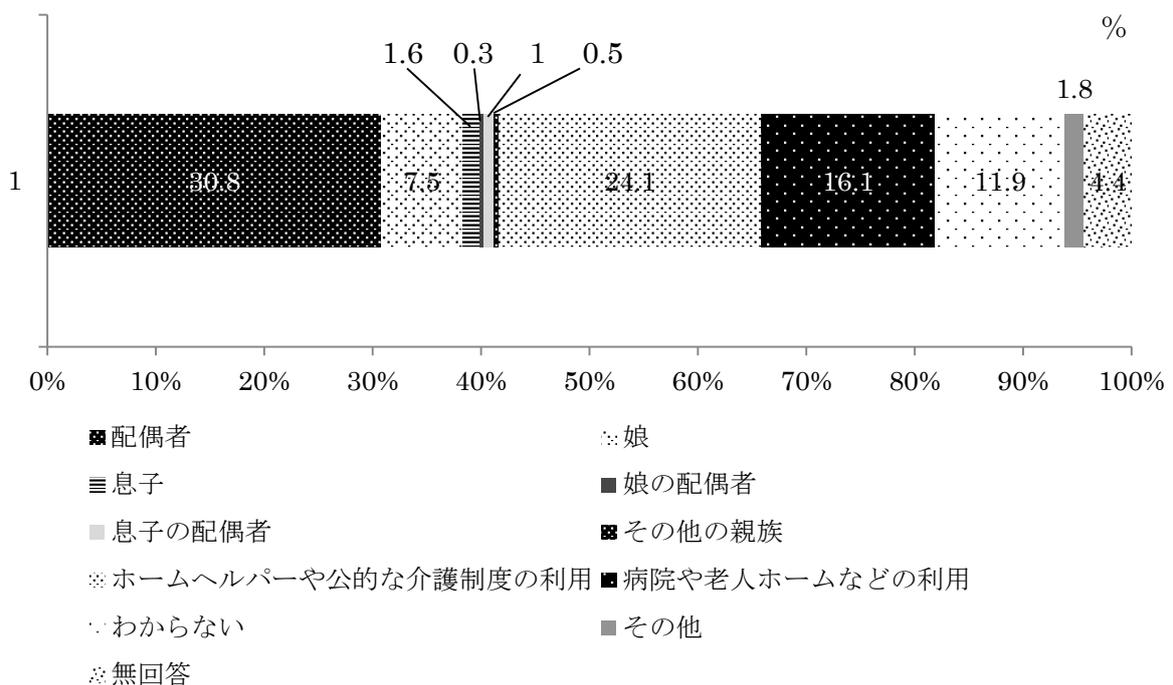
あなたの職場では、次のことがらについて、男女平等になっていると思いますか。
 (「勤め (フルタイム・常勤)」または「勤め (パート・アルバイト)」と回答した
 方限定)



あなたは、自分がもし介護が必要になったとき、主に誰に身の回りの世話をしてもらいたいと思いますか。

介護をしてもらいたい相手を見ると、「配偶者」が30.8%で最も高く、次いで「ホームヘルパーや公的な介護制度」24.1%、「病院や老人ホームなど」16.1%、「わからない」11.9%、「娘」7.5%、「その他」1.8%、「息子」1.6%、「息子の配偶者」1.0%、「その他の親族」0.5%、「娘の配偶者」0.3%と続いている。

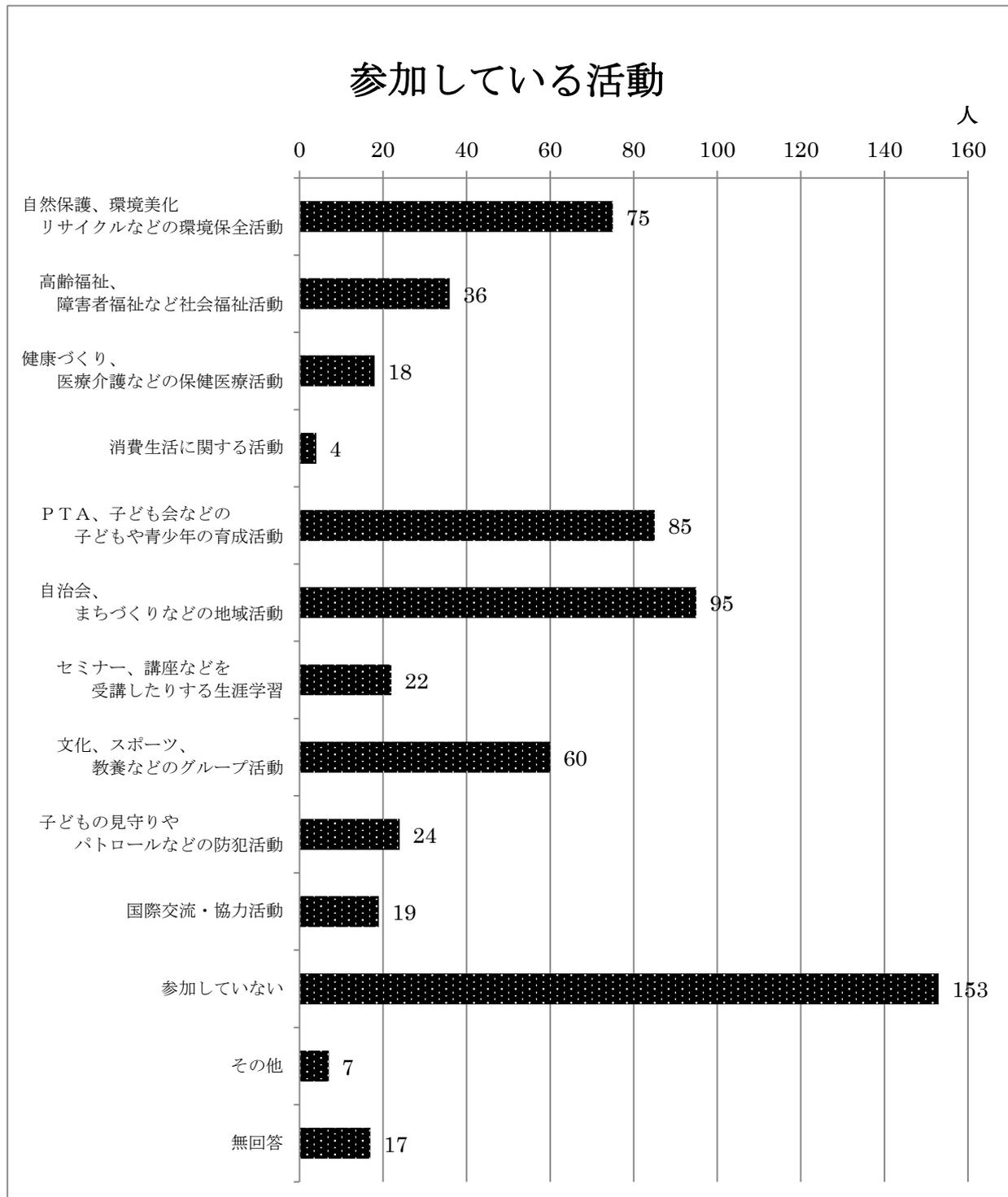
自分がもし介護が必要になったとき 誰に身の回りの世話をしてもらいたいか



4. 社会活動について

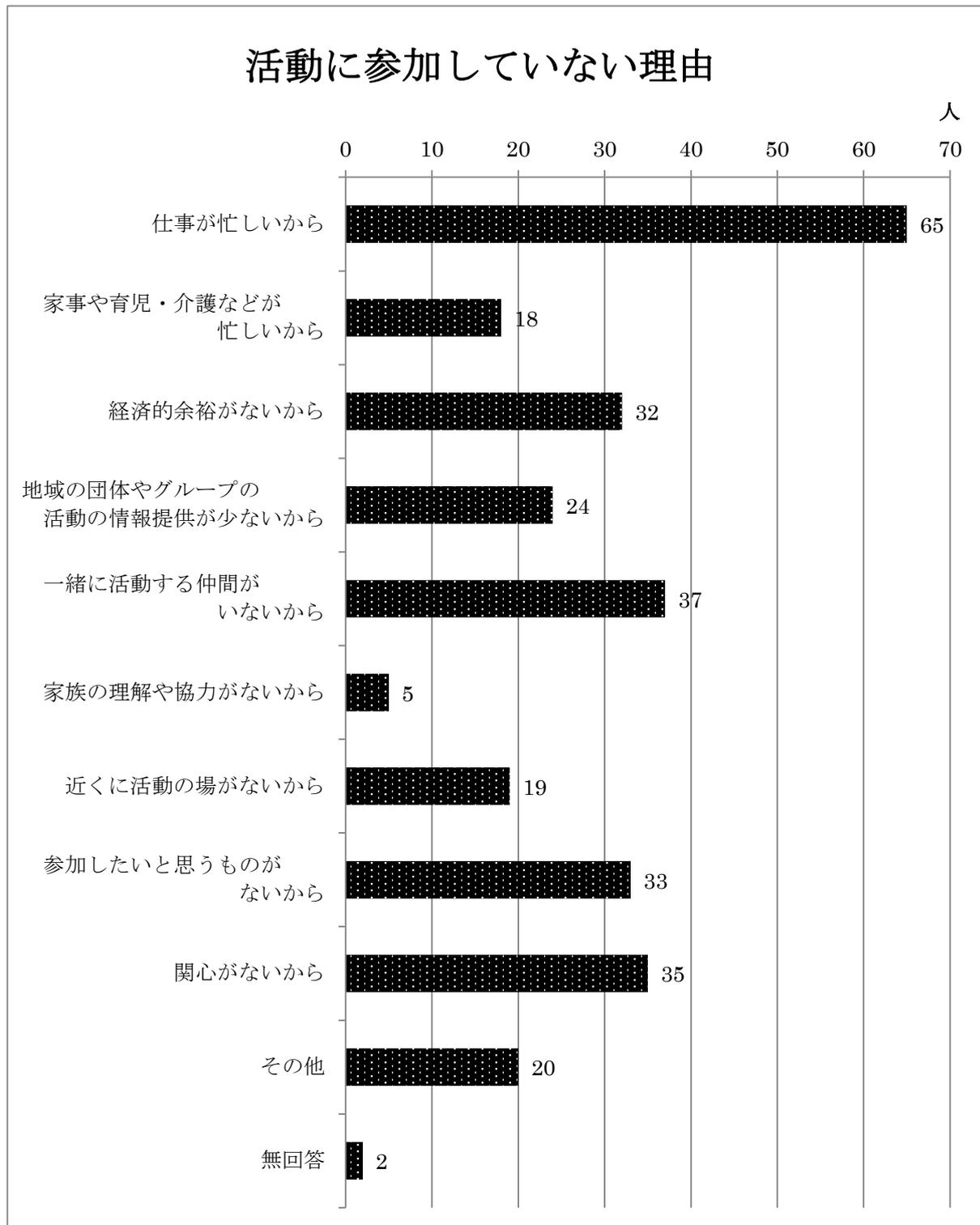
あなたは、次にあげる活動に参加していますか。(複数回答)

地域活動への参加状況を見ると、「参加していない」は153人である。参加している者の具体的な活動内容をみると、「自治会、まちづくりなどの地域活動」が95人で最も高く、次いで「PTA、子ども会などの子どもや青少年の育成活動」85人、「自然保護、環境美化、リサイクルなどの環境保全活動」75人、「文化、スポーツ、教養などのグループ活動」60人などと続いている。



あなたは、上記のような活動に参加していないのはなぜですか。（「参加していない」と回答した方限定・複数回答）

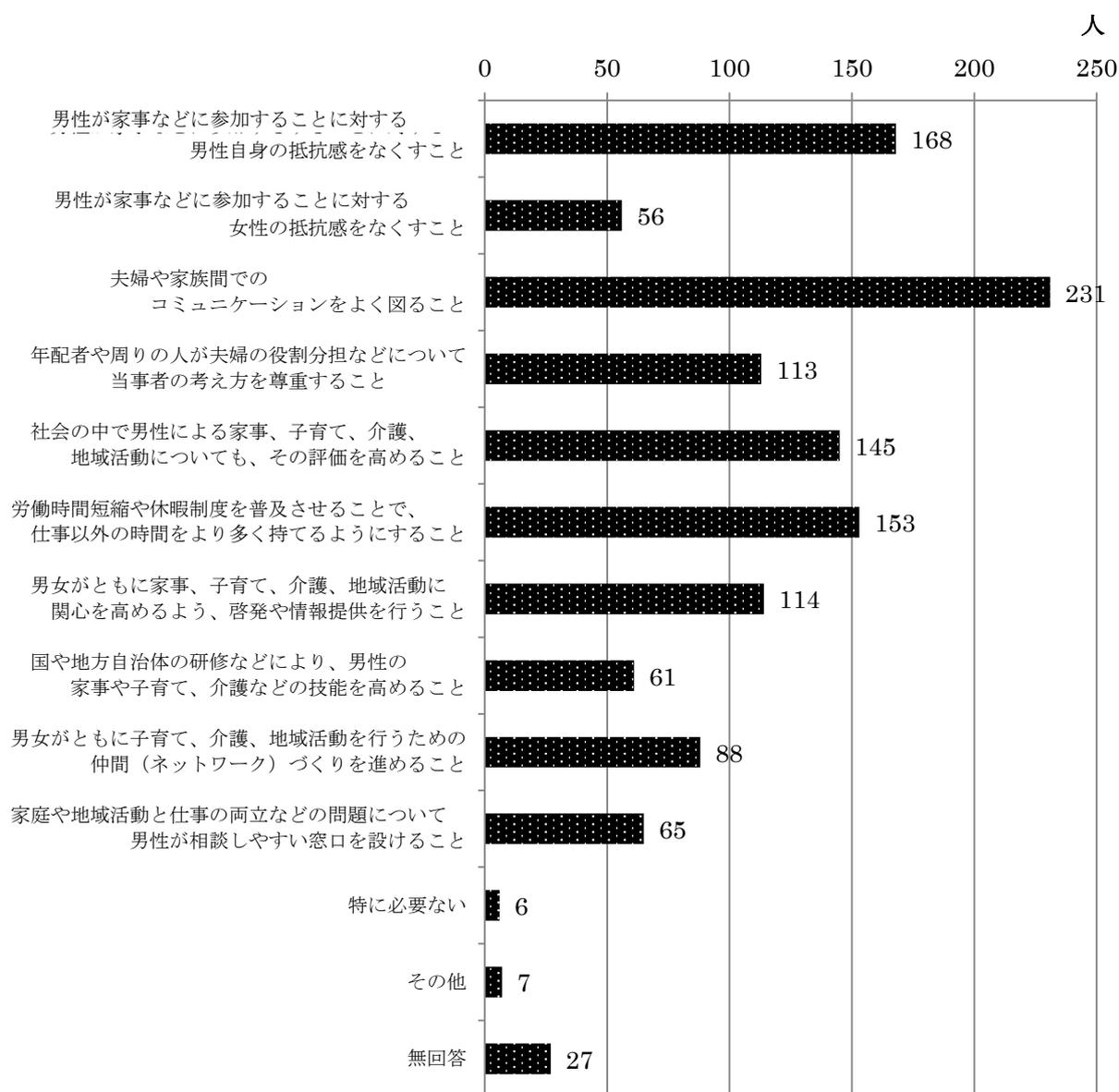
地域活動へ参加していない理由をみると、「仕事が忙しいから」が65人で最も高く、次いで「一緒に活動する仲間がいないから」37人、「関心がないから」35人、「参加したいと思うものがないから」33人、「経済的余裕がないから」32人などと続いている。



あなたは、男性・女性がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

家事、子育て、介護、地域活動への参加促進のための理由をみると、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が231人で最も高く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」168人、「労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」153人、「社会の中で男性による家事、子育て、介護、地域活動についてもその評価を高めること」145人などと続いている。

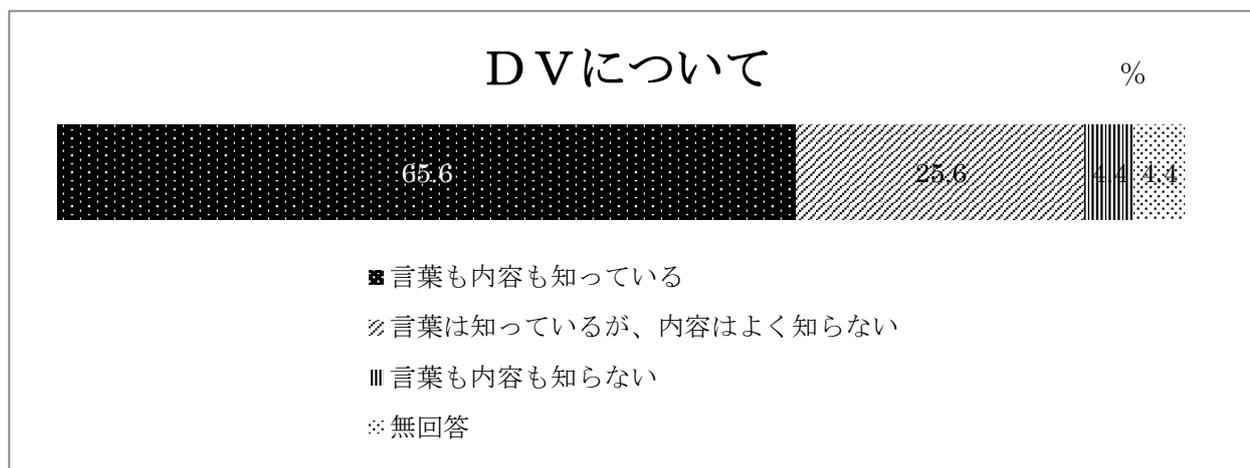
男女がともに家事・子育て・育児・介護 地域活動に積極的に参加するためには



5. DVについて

あなたは、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」をどの程度ご存知ですか。

ドメスティック・バイオレンスの認識度をみると、「言葉も内容も知っている」は65.6%である。「知らない（計）」（「言葉は知っているが、内容はよく知らない」＋「言葉も内容も知らない」）の割合は30.0%となっている。



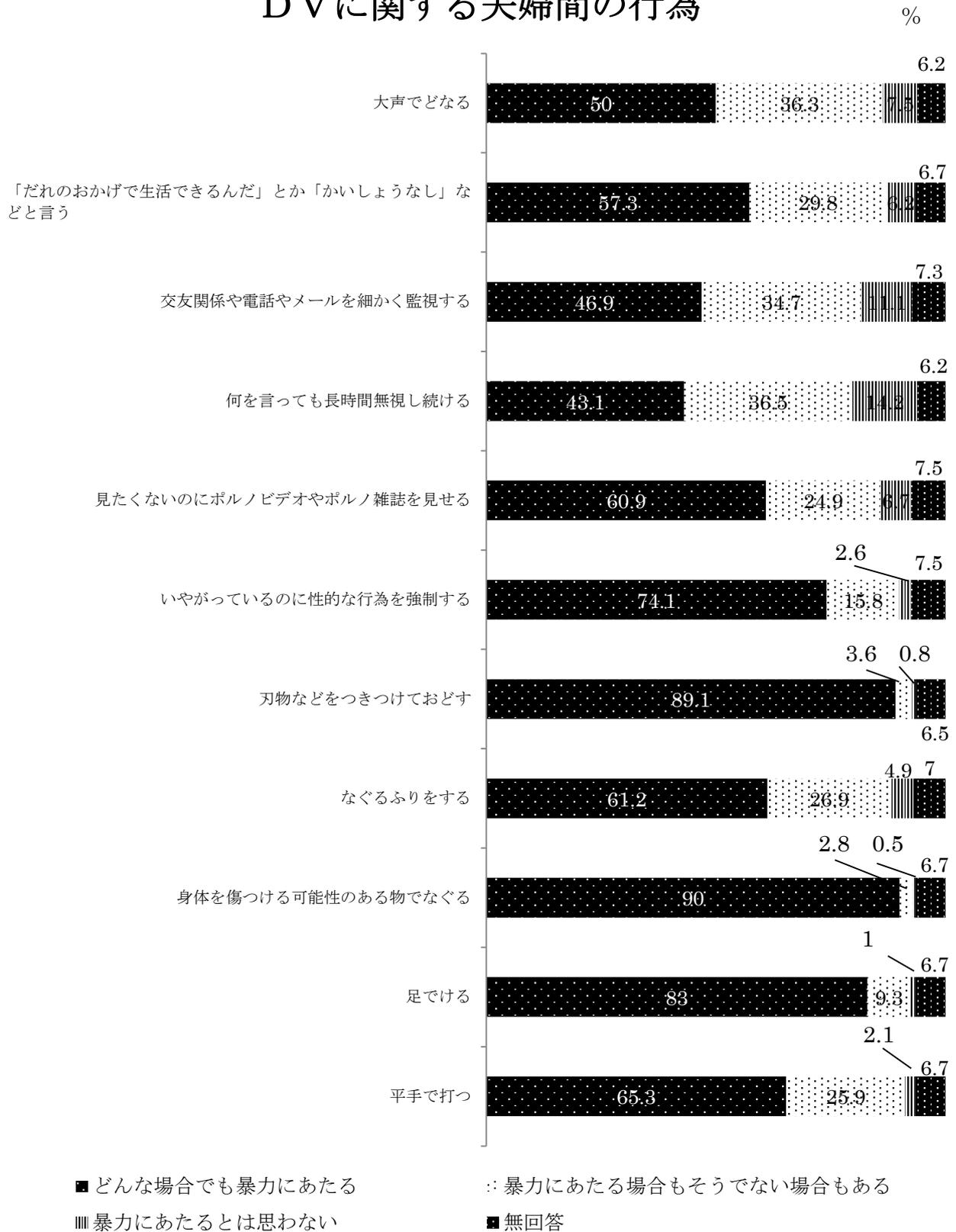
DVをあなた自身や周りの人が経験されたことはありますか。DVの言葉内容をご存知の方のみお答えください。

DVの被害をみると、「自分も自分の周りには被害にあった人はいない」が64.2%であるが、「被害にあった（計）」（「自分自身が被害にあったことがある」＋「友人や職場など自分の周りに被害にあったことがある」）の割合が25.9%となっている。



あなたは、次のようなことが夫婦間で行われた場合、それをどのように感じますか。あなたの考えに近いものを選んでください。

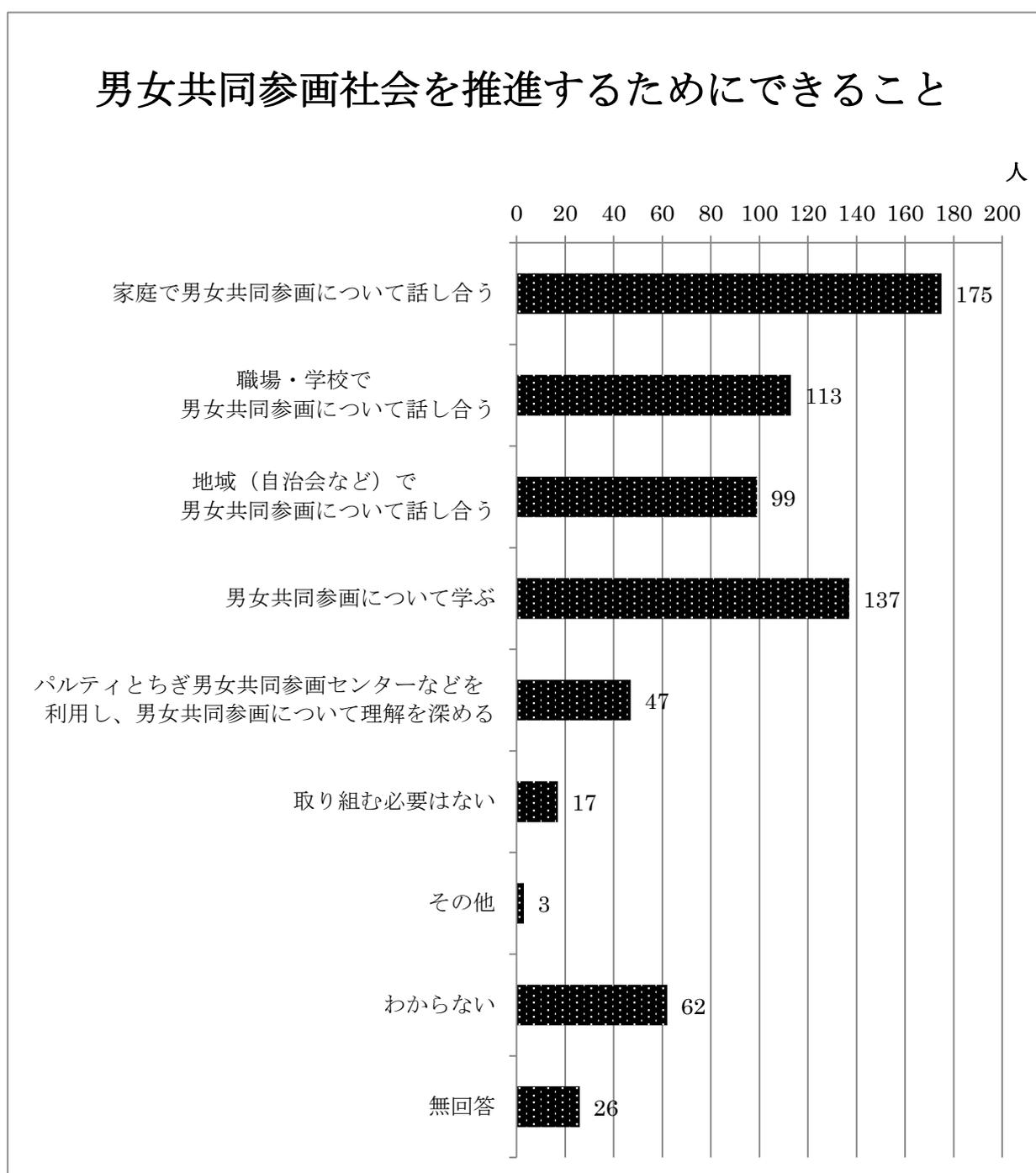
DVに関する夫婦間の行為



6. 男女共同参画を推進するための取り組みについて

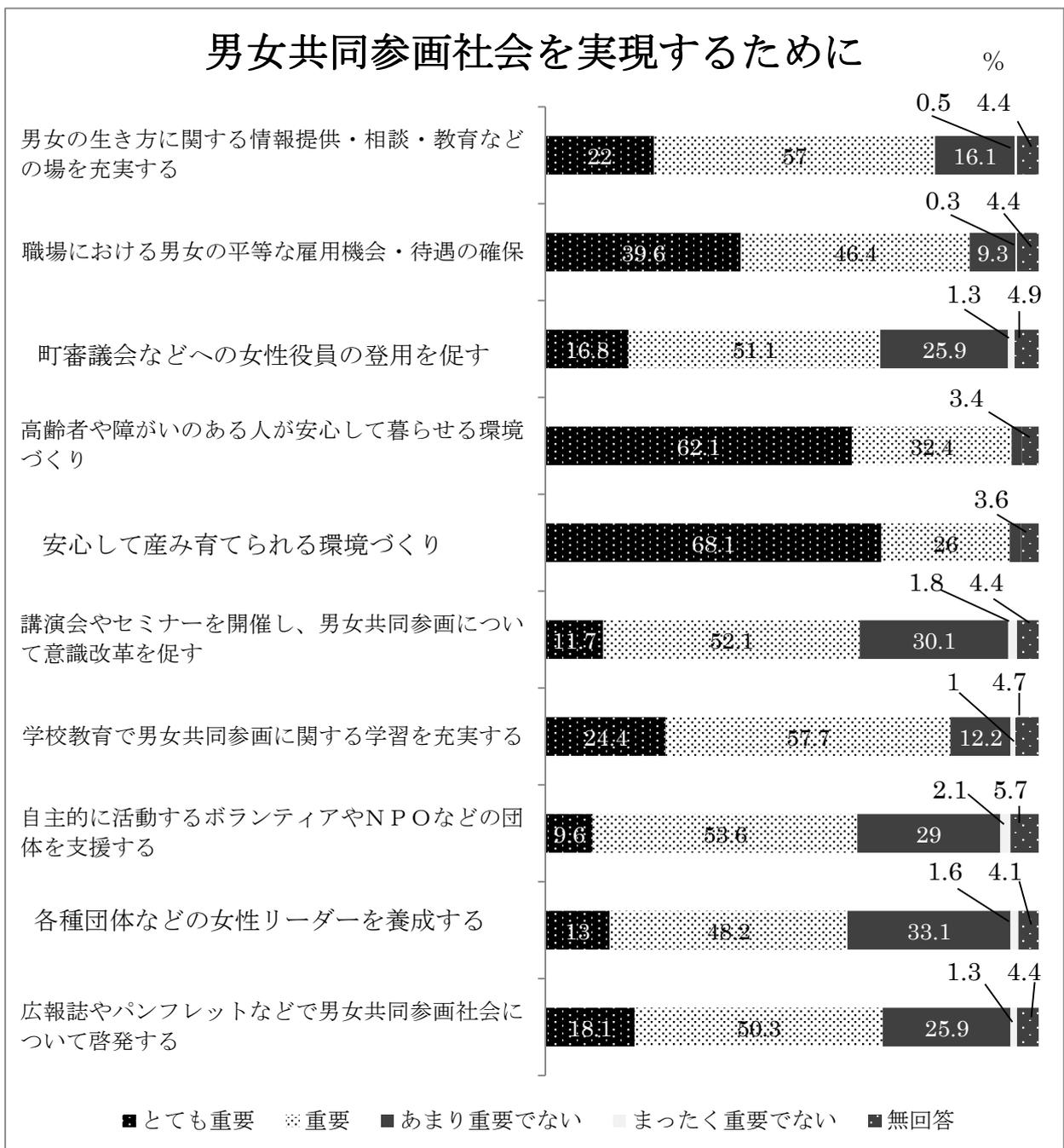
男女共同参画を推進するために、あなたは、どのようなことができますか。
(複数回答)

男女共同参画を推進するためにできることをみると、「家庭で男女共同参画について話し合う」が175人で最も高く、次いで「男女共同参画について学ぶ」137人、「職場・学校で男女共同参画について話し合う」113人、「地域（自治会など）で男女共同参画について話し合う」99人などと続いている。



あなたは、男女共同参画社会を実現するために、町は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

男女共同参画社会を実現するために、町は今後力を入れていくべきことをみると、「重要（計）」（「とても重要」＋「重要」）の割合は「高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくり」が94.5%で最も高く、次いで「安心して産み育てられる環境づくり」94.1%、「職場における男女の平等な雇用機会・待遇の確保」86.0%、「学校教育で男女共同参画に関する学習を充実する」82.1%、「男女の生き方に関する情報提供・相談・教育などの場を充実する」79.0%などと続いている。



2

那珂川町男女共同参画計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の総合的かつ効果的な推進とその普及を図るため、那珂川町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2)男女共同参画計画の諸施策の推進および啓発に関すること。
- (3)その他男女共同参画計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、各課・局・室長をもって充てる。

(会議)

第4条 本部会議は、本部長が主宰する。

- 2 本部長が主宰することができないときには、本部長が副本部長のうちからあらかじめ指名するものに、その職務を代行させる。
- 3 本部長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部会議に提出する原案の作成及び本部の決定した施策の推進に関し、必要な事項を処理するため、本部に那珂川町男女共同参画計画推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、生涯学習課長をもって充て、幹事会を主宰する。
- 4 副幹事長は、生涯学習課長補佐（調整担当）をもって充て、幹事長事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事は、原則各課・局・室の課長補佐（調整担当）をもって充てる。
- 6 幹事長は、必要に応じ、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部及び幹事会に関する庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

3

那珂川町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 那珂川町における男女共同参画社会の形成を推進する基本的な計画として、那珂川町男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するため、那珂川町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を町長に提言するものとする。

- (1)男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2)男女共同参画社会の推進及び啓発に関すること。
- (3)その他男女共同参画社会の形成の促進のために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1)専門的な知識経験を有する者
- (2)各種関係団体の代表者
- (3)一般公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

4

那珂川町男女共同参画計画策定委員名簿

No.	役職	氏名	備考
1	委員長	堀江 真樹	青少年育成協会
2	副委員長	渡邊 恵子	人権擁護委員
3		露久保フミ子	農村生活研究グループ
4		田代 昭彦	塩谷南那須教育事務所 ふれあい学習課長
5		和泉 隆夫	社会教育委員
6		塩澤 孝子	商工会女性部
7		小瀬澤加代子	P T A連絡協議会
8		佐藤 由紀子	家庭教育オピニオンリーダー
9		北條 光子	公 募
10		高野 知華	公 募

 表紙デザインの説明

◆中央斜めのデザインは、**男女共同参画社会基本法の5本の柱**をイメージ。

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度または慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

◆背面の輪は、**家庭とその他の活動が両立し**、生活が順調なことをイメージ。

◆前面の円形は**円満**を、三角形は**参画**を表し、Participation(参画)の名票を付けた人が
にこやかに暮らせる社会の実現をイメージ。